

平成30年6月13日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	伊東茂
2 番	片渕清次郎	10 番	松本末治
3 番	樋口作二	11 番	光武学
4 番	中村和典	12 番	徳村博紀
5 番	松田義太	13 番	福井正
6 番	(欠番)	14 番	松尾征子
7 番	稲富雅和	15 番	角田一美
8 番	勝屋弘貞	16 番	松尾勝利

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	橋村直子
事務局長補佐	高本将行
議事管理係長	森田律子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	有	森	弘	茂
総	務	納	塚	眞	琴
市民部長兼福祉事務所長		有	森	滋	樹
産	業	土	井	正	昭
建	設	大	代	昌	浩
会	計	山	口	徹	也
総	務	中	島		剛
総	務	江	頭	憲	和
人	権	江	口	清	一
企	画	田	崎		靖
企	画	川	原	逸	生
市	民	幸	尾	か	おる
税	務	田	代		章
保	険	中	村	祐	介
福	祉	染	川	康	輔
産	業	江	島	裕	臣
商	工	藤	家		隆
農	林	下	村	浩	信
農	業	田	中	宏	幸
都	市	岩	下	善	孝
都	市	藤	井	節	朗
環	境	山	浦	康	則
水	道	広	瀬	義	樹
教	育	寺	山	靖	久
教	育	針	長	三	州
生	涯	山	崎	公	和

平成30年 6 月13日（水）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 報告第1号 平成29年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について（報告）
- 日程第2 報告第2号 平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について（報告）
- 日程第3 報告第3号 平成30年度鹿島市土地開発公社事業計画について（報告）
- 日程第4 議案第17号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第18号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第19号 専決処分事項の承認について（平成29年度鹿島市一般会計補正予算（第7号））（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第20号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第21号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第22号 鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第23号 鹿島市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第11 議案第24号 鹿島市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第12 議案第25号 鹿島市営住宅設置条例及び鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 鹿島市定住促進住宅条例（全部改正）の制定について
（2議案一括大綱質疑、2議案総務建設環境常任委員会付託）
- 日程第13 議案第27号 平成30年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第14 議案第28号 平成30年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第15 議案第29号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及

び同組合規約の変更に係る協議について（質疑、討論、採決）

日程第16 請願上程

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について
（文教厚生産業常任委員会付託）

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

日程第1 報告第1号

○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1. 報告第1号 平成29年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

おはようございます。報告第1号 平成29年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成29年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告するものでございます。

繰越明許費は一般的に繰越事業と言われるものでございまして、平成29年度の予算のうち、諸般の事情により予算の一部を平成30年度に繰り越して執行するものでございます。

2ページをお願いいたします。

今回、繰越額が確定したことに伴いまして、繰り越す事業及び金額を報告するものでございます。

なお、繰越理由につきましては、3月議会におきまして御説明いたしたところでございます。

表の中で、事業名の次の金額は3月議会で議決いただきました繰越額の上限額でございます。その次の翌年度繰越額が平成29年度から平成30年度に繰り越した額でございます。次の欄の既収入特定財源につきましては、平成29年度の出納閉鎖までに既に収入があった金額でございます。次の国庫支出金からその他までの4項目につきましては、平成30年度に収入見込みの特定財源を種類別に区分したものでございます。一番右の一般財源につきましては、

事業費のうち、市が一般財源として負担する金額でございます。

それでは、上から順に御説明申し上げます。

ナンバー1の情報システム管理経常経費（番号カード関連事務委任交付金）につきましては、金額欄にございます繰越上限額2,978千円に対し、その全額を平成30年度に繰り越しております。

ナンバー2の地域密着型サービス施設等整備事業は、上限額37,589千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー3の地域農業水利施設ストックマネジメント事業は、上限額16,100千円のうち、15,489千円を繰り越しております。

ナンバー4の農村地域防災減災事業（大工田地区）は、上限額8,039千円のうち、7,986千円を繰り越しております。

ナンバー5の基盤整備促進事業（ほ場整備）は、上限額100,068千円のうち、71,628千円を繰り越しております。

ナンバー6の基盤整備促進事業（農業用排水施設）は、上限額13,957千円のうち、13,956千円を繰り越しております。

ナンバー7の佐賀県漁業経営構造改善事業は、上限額3,875千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー8の道の駅鹿島整備事業は、上限額179,085千円のうち、178,731千円を繰り越しております。

ナンバー9の辺地道路整備事業（市道中川内・広平線）は、上限額30,140千円のうち、17,134千円を繰り越しております。

ナンバー10の伝統的建造物群保存地区対策事業は、上限額10,380千円のうち、10,253千円を繰り越しております。

財源内訳につきましては、表に記載のとおりでございます。

この結果、3月議会で議決いただきました10事業の繰越上限額の合計402,211千円のうち、359,619千円が平成30年度に繰り越した確定額となります。

以上で報告を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第1号は終わります。

日程第2 報告第2号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2．報告第2号 平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

おはようございます。それでは、報告第2号 平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

一般会計と同じように、公共下水道事業特別会計におきましても、3月議会におきまして次年度へ繰り越す事業がございましたので、事由等を御説明いたしまして、議会の議決をいただいたものでございます。

それでは、報告第2号 平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告いたすものでございます。

4ページをお開きください。

1番目の鹿島市公共下水道西牟田雨水ポンプ場耐震実施設計業務委託につきましては、繰越上限額が16,340千円のうち、10,300千円を繰り越しております。

2番目の井手分・横田汚水幹線・枝線管渠築造工事につきましては、予定どおり工事が完了したため、繰り越しはございません。

3番目の高津原雨水幹線水路築造工事につきましては、繰越上限額30,000千円のうち、全額を繰り越しております。

なお、財源内訳は表に記載しているとおりでございます。

この結果、3月議会で議決いただきました3事業の繰越上限額の合計51,040千円のうち、40,300千円が平成30年度へ繰り越した確定額となります。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第2号は終わります。

日程第3 報告第3号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3．報告第3号 平成30年度鹿島市土地開発公社事業計画についてであります。

当局の説明を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

それでは、報告第3号 平成30年度鹿島市土地開発公社事業計画につきまして御説明申し上げます。

議案書の5ページをお願いします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

別冊の平成30年度鹿島市土地開発公社事業計画で御説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

鹿島市土地開発公社につきましては、昭和48年に設立し、市の事業と連携しながら事業を推進して、本市のまちづくりに大きな役割を果たしてまいりました。現在、全ての保有地を売却しており、今年度は公社を維持していく最小限の予算を計上いたしております。

事業計画書の1ページをお開きください。

平成30年度の収支予算総額は61千円といたしております。

2ページをお願いします。

収入支出の内訳でございます。

事業外収入で利息収入61千円を見込んでおります。

支出につきましては管理費61千円を計上いたしております。

3ページをお願いいたします。

資金計画でございます。

左の受入資金につきましては、事業外収入と前年度繰越金を加え、36,976千円でございます。

支払資金は予算の支出と同額の61千円でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書でございます。

収入は利息収入61千円でございます。

5ページをお願いいたします。

支出の内訳になります。旅費、需用費、負担金等の経費を計上いたしております。

なお、本計画につきましては、去る3月22日に開催いたしました鹿島市土地開発公社の理事会で議決をいただいたものでございます。

以上で報告を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第3号は終わります。

お諮りします。議案第17号から議案第24号までの8議案及び議案第27号から議案第29号までの3議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

異議ないものと認めます。よって、議案第17号から議案第24号までの8議案及び議案第27号から議案第29号までの3議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第4 議案第17号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4．議案第17号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）であります。

当局の説明を求めます。田代税務課長。

○税務課長（田代 章君）

おはようございます。議案第17号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）について御説明いたします。

議案書6ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、鹿島市税条例の一部を改正する条例について、7ページの専決処分書のとおり、平成30年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらるものでございます。

改正条文につきましては、議案書の8ページから掲載しております。

議案説明資料をお手元にお願いいたします。

説明資料の1ページから9ページまでは新旧対照表でございます。

ここでは、改正事項の主な内容を記載しております10ページ以降の資料に沿って御説明いたします。

それでは、議案説明資料の10ページをお開きください。

1、改正理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、その一部が平成30年4月1日から施行されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

2、主な改正内容でございます。

最初に、固定資産税関係ですが、土地の評価に係る現行の特例措置を3年間延長するものでございます。

土地の評価額については、平成6年税制改正で地価公示価格の7割とされたことから急激な税負担が想定されました。このことによる激変緩和措置として、税額算定の基礎となる課税標準額を急激に上げるのではなく、負担調整率を用いて徐々に評価額に近づけていく措置

が講じられております。この評価額と課税標準額の割合、負担水準は土地により異なりますので、この格差を狭めるため、負担水準が高い土地は課税標準額を引き下げ、または据え置かれております。一方、負担水準が低い土地はなだらかに引き上げる調整措置が現在まで講じられており、今回、その期間を延長するものでございます。また、下落修正についても現行の特例措置の期間が延長されます。

10ページの表は商業地等に係る負担調整措置を示しておりますが、負担水準が70%を超える場合は70%に引き下げ、負担水準が60%以上70%以下の場合は据え置かれ、60%未満の場合はなだらかに引き上げられることとなります。

11ページをごらんください。

住宅用地は、負担水準が100%に満たない土地において負担調整措置が行われます。これにより課税標準額はなだらかに引き上げられ、また本来の課税標準額の20%に満たない場合は20%相当額に引き上げられることとなります。

また、農地は、表のとおり負担水準に応じて前年度の課税標準額にそれぞれ1.025から1.1を乗じた額が課税標準額となります。

次に、法人市民税関係ですが、1つ目は納期限の延長の場合の延滞金計算期間の規定の整備でございます。

法人税の確定申告書の提出期限について延長の特例を受けた場合における延滞金に関する規定であります。納期限延長の場合の延滞金が申告後減額更正され、その後さらに増額更正があった場合、増額更正により納付すべき税額のうち、延長後の申告期限前に納付されていた部分については、その期間を除いて計算するという規定であります。

これにつきましては参考図で御説明いたしますので、12ページをお開きください。

上段の図は、当初100で申告後、60に減額更正され、さらに130に増額更正された場合のケースです。

下の図は60から130に70増額更正された部分を切り抜いた図ですが、このうち延長後の申告期限前に納付されていた40の部分については延滞金が課されないということとなります。

11ページにお戻りください。

2つ目は外国子会社合算税制の見直しであります。

我が国経済の活性化のため、日本企業の海外展開を推進し、成長が見込まれる新興国市場等においてシェアを獲得することで外需を取り込み、さらにその海外で得た利益を我が国に還元することが重要であるという観点から、租税回避行為の防止を念頭に置きつつも、グローバルに事業を展開している日本企業の健全な事業活動における課税のリスクや事務コストを可能な限り低減し、海外展開をより一層円滑にしていくため、日本企業による外国企業買収後の組織再編における株式譲渡益を法人税割額から控除するというものです。

最後に、施行期日ではありますが、平成30年4月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第17号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第17号は提案のとおり承認されました。

日程第5 議案第18号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第5. 議案第18号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）であります。

当局の説明を求めます。中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

おはようございます。それでは、議案第18号 専決処分事項の承認について御説明申し上げます。

議案書の12ページをごらんください。

地方自治法第179条第1項の規定により、鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

13ページをお願いいたします。

13ページは専決処分書でございます。

国において地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布をされ、その一部が4月1日から施行されたことに伴い、平成30年度の賦課期日に対応するため、本市も3月31日で必要な条例の改正を行ったところでございます。

14ページは条例改正の内容でございますが、議案説明資料の14ページにて御説明をいたしますので、説明資料をごらんください。

まず、改正理由については、政令の施行に伴い、鹿島市国民健康保険税条例の所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、地方税法施行令の一部改正に準じ、国民健康保険税の賦課限度額を改正するもので、医療分について現行540千円を580千円に改正し、賦課限度額の40千円の引き上げを行うものであります。

なお、後期高齢者支援金分と介護納付金分については変更がございません。よって、合計は現行890千円が930千円となります。

次に、低所得世帯の軽減制度の拡充でございます。

国民健康保険税については低所得者の負担軽減を図るために、世帯員1人当たり課税される均等割額と1世帯当たり課税される平等割額を世帯主及び国保世帯員の所得及び国保の世帯員数によって軽減しております。今回の改正では、資料のとおり5割軽減と2割軽減の判定所得を見直すものでございます。

5割軽減については、現行の判定所得が330千円に被保険者及び特定同一世帯所属者、これは国保から後期高齢者医療制度へ移行した被保険者で継続して同一の世帯におられる方を含めることとなっております。これら1人につき現行270千円を加算した金額を超えない世帯となっておりますが、今回の改正では加算の額を275千円とするものであります。

次に、2割軽減については、判定所得が330千円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき現行490千円を加算した金額を超えない世帯となっておりますが、今回の改正では加算額を500千円とするものでございます。

5割軽減、2割軽減とも、その判定所得が増額となることにより、国民健康保険税の軽減の拡充となるものでございます。

施行期日は平成30年4月1日であります。

なお、説明資料の13ページには新旧対照表を掲載しておりますので、参考にごらんください。

以上で説明を終わります。専決処分の承認につきまして御審議をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま御説明いただきましたが、今回の改正ですが、地方税法が変わったといえども、国保税が高くなるということ自体、私は納得いきませんが、お尋ねをしたいと思いますのは、今回540千円の現行が改正後580千円に上がるということですが、この対象となる世帯数がどれくらいで、金額的にどれくらいの影響があるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

お答えいたします。

540千円の限度額が580千円に引き上がったことによりまして、どのくらいの世帯が影響するのか、それから影響額が幾らなのかという御質疑だと思います。

まず、改正前の540千円から改正後の580千円までの所得層にいらっしゃる世帯が24世帯でございます。金額に直しますと9,866千円という金額でございます。

それから、580千円の限度額に到達をした世帯、それが236世帯でございます。金額は153,402,769円でございます。こちらの金額と世帯数につきましては、平成29年度の時点で試算をしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

わかりましたが、ちょっと今の説明で、現行は24世帯の9,866千円とおっしゃったのですが、それぐらいなんですかね。次、上がった分は236世帯ということですが、何かちょっと私、その辺が理解できません。

○議長（松尾勝利君）

有森市民部長。

○市民部長（有森滋樹君）

申しわけございません。もう一回説明いたしますと、40千円増額になることで影響のある世帯は260世帯で、その金額につきましては9,866千円ということになります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

さっき私が聞き違えたんじゃないですよ。まあ、それはいいです。

毎年こういう形で時期的な問題で専決処分ということで、今、特に国保税については一貫して高過ぎるという問題があって、もっと審議をしながら上げるにしてもやっていかなくちゃいけないという考えを私は持っていますが、1つお尋ねしたいのは、ことしから国保税に関しては広域化をしていくわけですが、今後もうこういう形で地方税法の取り扱いというのは来るんでしょうかね。その辺、まだ今からのことでわからない分もあると思いますが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

お答えいたします。

国保の広域化、平成30年度からなりましたけれども、課題としては低所得者の軽減とか、保険税で県の納付金を賄えるかとか、そういったいろんな課題がございます。大きな課題といたしましては、高齢者がふえて、それからその支え手が減少しているというような課題もございますので、国もその状況を見きわめて、さまざまな改正がこれからもあろうかと考えております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

この件については一般質問でも国保問題は取り上げておりますので、また詳しくいきたいと思いますが、どちらにしましても、今、国保税が払えない人もあるだけじゃなくて、全く払っていらっしやらない方も結構あるようですね。最近、私もある方から相談を受けて、病気になるって、全く国保税を払っていなかったということで、どうしたらいいかという御相談を受けたことがあります。そういう今の現状にあるわけです。だから、国保税のあり方についてはこれからも根本的に考えていかなきゃいけないし、そういう中で今回の県の合併なんかもあったと思いますが、その辺についてはこれからの課題として皆さんと一緒に取り組んでいかなきゃいけないということをお願いしまして、終わりにしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第18号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第18号は提案のとおり承認されました。

日程第6 議案第19号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第6．議案第19号 専決処分事項の承認について（平成29年度鹿島市一般会計補正予算（第7号））であります。

当局の説明を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

それでは、議案第19号 専決処分事項の承認について御説明申し上げます。

議案書、補正予算書、議案説明資料で説明いたしますので、お手元に御準備をお願いいたします。

議案書の15ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

16ページは専決処分書でございます。

平成30年3月31日付で一般会計補正予算（第7号）について専決処分したものでございます。

補正予算書をお願いします。

1ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に102,340千円を追加し、補正後の予算総額を14,137,260千円といたしましたものでございます。

2ページから5ページは歳入歳出の集計となっておりますが、説明は省略いたします。

6ページ以降の歳入歳出の内容につきましては、議案説明資料により御説明申し上げます。

議案説明資料15ページから17ページまでは歳入歳出予算の増減比較表となっております。内容説明は省略をいたします。

18ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入では地方譲与税や各種交付金、特別交付税、ふるさと納税寄附金等の額の確定に伴う増でございまして、歳出は歳入の確定に伴う積み立て等が主なものでございます。

歳入補正について御説明いたします。

ナンバー1及びナンバー2は各譲与税の交付額の確定による増額補正でございます。1の地方揮発油譲与税は2,427千円、2の自動車重量譲与税は1,485千円の増額となっております。

ナンバー3から9までは各種交付金、特別交付税の額確定による補正でございます。いずれも増額となっております。3の利子割交付金は2,741千円、4の配当割交付金は3,899千円、5の株式等譲渡所得割交付金は7,028千円、6の地方消費税交付金（一般財源）は3,778千円、7の地方消費税交付金（社会保障財源）は9,205千円、8の自動車取得税交付金は5,392千円、9の特別交付税は4,580千円をそれぞれ増額するものでございます。

10は普通財産、土地等売却に伴います増でございます。40,853千円を増額するものでございます。

19ページをお願いします。

ナンバー11は有価証券売却収入（地域福祉基金）でございます。地域福祉基金で運用しておりました債権について、国保会計赤字解消のために売却いたしました売却益による増4,502千円を増でございます。

12はふるさと納税寄附金額の確定に伴い、14,959千円を増額するものでございます。

13のポートレースチケットショップ鹿島の環境整備協力交付金は、売上金の確定により1,997千円を増額するものでございます。

20ページをお願いします。

歳出補正の概要でございます。

ナンバー1は基金積立金の増額をいたすものでございます。公共施設建設基金に40,853千円、財政調整基金に55,455千円をそれぞれ積み立てるものでございます。

ナンバー2はふるさと納税推進事業でございます。平成29年度のふるさと納税の寄附額及び必要経費が確定したことに伴いまして、寄附総額から必要経費を差し引いた額をふるさと納税基金に積み立てるものでございます。

ナンバー3は地域福祉基金積立でございます。大阪府公募公債の売却益4,502千円を地域福祉基金に積み立てるものでございます。

ナンバー4、予備費で13,429千円を減額し、財源調整を行っております。

21ページをお願いいたします。

積立基金の状況をあらわしたものでございます。御参照ください。

以上で報告を終わります。専決処分事項につきまして御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま説明いただきました件で1点だけお尋ねをしたいと思います。

説明資料の20ページです。ふるさと納税推進事業というところがありますが、今回、増額ということで上げられておりますが、この説明を見ますと、「平成29年度の寄附額及び経費総額が確定したため、寄附額から経費を差し引いた額を「ふるさと納税基金」に積み立てる。」ということで書かれています。寄附金の総額が264,953,324円、必要経費が109,924,286円ですね。そして、そのうち謝礼品として、これが結局75,785,449円ということになりますが、じゃ、必要経費の謝礼品を引いた残りが約34,000千円になると思いますが、これは何に使われていることになるんですかね。その辺ちょっとわかりません。

○議長（松尾勝利君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

返礼品以外の必要経費ということで、返礼品を送付するための送付料とか通信運搬費、そういったものとか消耗品、あとはふるさと納税支援業務委託という形で、ふるさと納税をいただくためにポータルサイトとかの運営をお願いしております。そういったところからの申し込みがあって受け入れをするという形になりますので、そういったところへの委託料だったり、賃借料だったりというのが必要経費になってございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

どうのことかというのわかりましたが、後で結構ですので、その分の具体的な、何にどれぐらいだというのはわかると思いますので、その資料はちゃんと出していただきたいと思いますが、いいでしょうか。うなずいておられますので、出していただくと思いますが、もう一点だけふるさと納税の問題でお尋ねをします。

これは私、以前もお尋ねしたと思いますが、実はもう既に29年度の申告は終わっていますが、まだ1カ月ならないと思います。テレビを見ておりましたら、ふるさと納税によって豊かな自治体ができきているのと反面、逆に、結局よそに寄附されるので、税額が非常に減ったということで、東京都の何区かを例に出してありましたが、本当に大きな事業ができない状況が生まれ出ているというのがありました。以前、私はそういう形で鹿島市のふるさと納税に関する減税がどれだけ生まれているのか、それを質問したことがありますが、その時点ではまだわからないということでした。ただ、既に申告も終わっていますので、わかるんじゃないかと思います。わからなくちゃいけないと思いますが、その辺について具体的な数字がわかっていたらお知らせください。

○議長（松尾勝利君）

田代税務課長。

○税務課長（田代 章君）

松尾議員の御質問にお答えをいたします。

29年度の鹿島市から他市町村への寄附、これについては203名いらっしゃいました。それで、総額17,546,200円ということになっております。それで、税額控除はちょっとここで把握しておりませんけれども、大体六百五、六十万円だというふうに伺っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいまの数字で、鹿島市ではテレビで放映されたような大きな数字じゃないということですが、これから特にふるさと納税については皆さんも進めるべきだという意見も多いし、そういう形でいろんな形で出てくると思いますが、その辺について、やっぱりテレビで放映されたような自治体がたくさん生まれてきているということは問題があるなと思いついてきたんですね。あそこは墨田区かどこか、学校の改築その他がもう軒並みやらんといかんのがなかなか手がつけられない状況になったとか、本当に驚くような自治体が出ていましたが、その辺についてはやっぱりどうなのでしょうかね。こっちいただくのはいいし、よそにはもちろんやらんといかんというのがあると思いついていますが、その辺については今後も動向を見ながら、やっぱり私たちがどう取り組んでいくかということにはやっていかなくちやいけないということで、何か私、まだよくわかりません。その辺それを見たときにですね。だから、まだ鹿島としてはふやすような努力をされていると思いついていますが、その辺について皆さんと一緒にどうしたらいいか考えるときじゃないかなという気がしておりますので、一応意見としては申し上げたいと思いついてます。市長、何かございましたら。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

具体的な数字は、いろんなデータをきっちり整理しないと申し上げられないと思いついてますが、先月、私は、総務省という役所がございまして、ふるさと納税を担当しておりますその税務局長と直接お話をしてまいりました。いろんなお話をしたんですが、2つございまして、1つは、どうも最近のふるさと納税の実態を見ていると、本来の趣旨から少し離れ始めているんじゃないかということをお心配しておられました。したがって、現在のような仕組みでいくのか、少し変えたほうがいいのかということをお気にしておられまして、その前提は、おおむね3割ぐらいで返礼品は天井を打ったほうがいいんじゃないかと、これはきちんと指導が行われております。当方というか、私どものまちでは、今の数字をごらんになったらわかると思うんですが、大体3割程度、これはある意味で一番お行儀がいいほうなんですよ、趣旨からいきますと。だから、そこは問題ないと思いついてます。

ただ、今のような状態を続けていくと、もう一つの問題、おっしゃったように、これは当然プラス・マイナスは同額になりますから当たり前ですけども、出ているところに問題が出てくると。そのときおっしゃってましたのは、具体的なまちの名前は当然挙げられませんが、大体関東近辺に集中して地方へそういう財源が移転しているんじゃないかとい

うことを言っておられまして、それが大きな影響を出し始めているので、おっしゃったような都内で、本来、地方税で手当てをしないといけないものが手当てできなくなっているということは心配をしておられました。全くその心配については議員がおっしゃったとおりでございます。ただ、私どものまちは御心配はないと思いますし、ある意味で一番お行儀のいいほうだと、まさにそうおっしゃっていましたから、実態を知っておられましたので、このままの対応で、むしろ少し経費が上がってきていますのは、インターネットのサイトを広げてきておりますので、その分の経費は絶対額としては上がっていくんじゃないかと思っております。

それからもう一つ、いろんな産物ございますので、私たちのところにまだ十分活用していないものがありますので、それは掘り起こしていきたいと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第19号 専決処分事項の承認について（平成29年度鹿島市一般会計補正予算（第7号））については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第19号は提案のとおり承認されました。

日程第7 議案第20号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第7. 議案第20号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

おはようございます。それでは、議案第20号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書のほうは17ページからで、説明資料のほうは22ページからでございますけれども、24ページの説明資料に沿いながら説明を申し上げたいというふうに思います。

今回の改正でございますけれども、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、失業者の退職手当の制度拡充について所要の改正を行うものでございます。

失業者の退職手当ということで説明をいたしたいというふうに思います。

失業者の退職手当というのは、職員の退職時における退職手当が相当低額、もしくは不支給の場合もございますけれども、その後、一定期間内に失業状態にある場合に限定をして支給されるものでございまして、主に3年以内の短い勤務期間で退職した者が支給対象となるものでございます。また、失業者の退職手当の額は、退職時に支給をされた退職手当の額が雇用保険の失業等給付に満たない場合に、その差額分を限度とするものでございます。

今回の主な改正の内容でございますけれども、1つが給付日数の延長に係るものということで、今回、個別延長給付の創設と給付日数の延長に関する暫定措置を設けたものでございます。これにつきましては、激甚災害のために離職をしたなどの受給資格者の失業等給付に係る給付日数が原則60日延長できることとされたために改正を行ったものでございます。また、平成34年3月31日以前で受給資格者であった雇用機会が不足する地域内に居住をしている場合の失業等給付に係る給付日数が60日とする暫定措置が設けられたために改正を行ったものでございます。

また、これまで失業等給付に係る移転費につきましては、公共職業安定所が紹介をした職業に就職するためでございますけれども、これに加えて職業紹介事業者等が紹介をするものも対象となったために改正を行っているものでございます。

資料の22ページをお願いいたします。

新旧対照表でございますけれども、激甚災害等の離職者のための給付日数の延長に係る分として、第9条の第10項の中で第2号と第3号を1号ずつ繰り下げて、第2号にその分の規定を設けております。

また、同じく第11項の第5号に公共職業安定所が紹介した職業に就職するためだったもの分ので、職業紹介事業者等が紹介するものも加えております。

また、延長給付の部分につきましては、附則の第10項に読みかえ規定を設けております。

なお、今回の改正の施行期日は公布の日からというふうにいたしまして、第2項のほうに経過措置を設けております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第20号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第20号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。11時10分から再開します。

午前11時1分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第8 議案第21号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第8．議案第21号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。田代税務課長。

○税務課長（田代 章君）

それでは、議案第21号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

議案書は20ページからでございます。議案説明資料は27ページから新旧対照表、48ページから改正の主な内容を記載しております。改正内容につきましては、説明資料で御説明いたしますので、48ページをお開きください。

1、改正理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことなどに伴い、所要の改正を行うものでございます。

2、主な改正内容ですが、税目で申しますとたばこ税関係、個人住民税関係、固定資産税関係の3点でございます。

最初に、たばこ税関係ですが、たばこ税率の段階的な引き上げでございます。国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、平成30年10月1日から平成33年10月1日まで段階的にたばこ税の税率を引き上げるというものでございます。

具体的な税額につきましては、表中の市たばこ税の欄をごらんください。現在の市たばこ

税は1,000本当たり5,262円でございます。この税率を平成30年10月1日から5,692円に、平成32年10月1日から6,122円に。また、平成33年10月1日から6,552円に増額するものでございます。また、平成27年度税制改正において、平成31年4月1日に予定されていた旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の引き上げが平成31年10月1日に延期されます。この引き上げにより、これまで旧3級品に適用されていた特例税率が廃止されることとなります。

次に、加熱式たばこの課税方式の見直しについて御説明いたします。

加熱式たばこは、現在、地方税法上のパイプたばこに分類され、製品重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算して課税されていますが、紙巻きたばこと比べて税負担が低いことや加熱式たばこ間でも税負担が大きく異なるといった課税の公平性の観点から課題があります。

また、加熱式たばこは紙巻きたばこと同様の価格帯で販売され、その代替性が極めて高いことに加え、販売量は急速に増加している状況であることから、加熱式たばこの区分を新設して、その製品特性を踏まえた課税方式に見直し、段階的に移行するというものでございます。

具体的には、重量と価格を1対1の比率で紙巻きたばこの本数に換算するというものでございます。

49ページをごらんください。この表は、換算方式の段階的な移行の時期と市たばこ税の推移を示したものであります。激変緩和等の観点から、平成30年10月1日から平成34年10月1日まで段階的に新たな課税方式に移行し、紙巻きたばこの税率格差が緩和されることとなります。

次に、個人住民税関係でございます。

最初に、基礎控除の見直しでございますが、働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなくさまざまな形で働く人を応援し、働き方改革を後押しする観点から、給与所得控除、公的年金控除について100千円引き下げ、基礎控除を同額引き上げて430千円とするものでございます。

また、合計所得24,000千円を超える納税義務者の基礎控除は表のとおり逡減、消失する仕組みとなります。合計所得24,000千円超では290千円に、24,500千円超では150千円に低減され、25,000千円超では基礎控除が消失するほか、住民税から一定額を控除する調整控除も適用されないこととなります。

次に、非課税範囲の拡大でございます。

ア、障がい者等の個人住民税、イ、個人住民税所得割、50ページになりますけれども、ウ、個人住民税均等割の非課税範囲がそれぞれ100千円拡大されます。

次に、年金所得者に係る配偶者特別控除の申請要件の見直しでございます。

これまで公的年金以外の所得を有しない者が配偶者特別控除を受ける場合、市税申告書の提出を要しておりましたが、そのうち本人の合計所得が9,000千円以下で、その配偶者の合

計所得が850千円以下である源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除については申告を不要とするものでございます。

施行期日であります。①の基礎控除の見直しと②の非課税範囲の拡大につきましては、平成33年1月1日から、③の年金所得者に係る配偶者特別控除の申請要件の見直しは平成31年1月1日からとなります。

次に、固定資産税関係について御説明いたします。

最初に、新築住宅に係る税額の減額措置の延長でございます。

新築住宅において、床面積120平方メートル相当分の固定資産税の2分の1を減額する特例措置の適用期間を2年延長するものでございます。

次に、バリアフリー化改修を行った劇場等に係る税額の減額措置でございます。

これは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する一部の家屋についてバリアフリー化工事を行った場合、工事完了後の翌年度から2年度に限り、固定資産税の3分の1を減額するというものです。

51ページをごらんください。

次に、わがまち特例の新設について御説明をいたします。

市内中小企業の生産性向上に向けて、生産性向上特別措置法の規定により市が作成する計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資において、固定資産税を3年度に限りゼロにする特例措置が創設されます。

恐れ入りますが、52ページの表をごらんください。

下から2行目の第16号がわがまち特例の新設分になります。先端設備等に該当する機械装置等が対象となります。

取得期間が法施行の日からとなっておりますが、6月5日の政令発令により6月6日から施行となりました。恐れ入りますが、平成30年6月6日からと訂正をお願いいたします。

この間に取得された一定の設備投資について、固定資産税を3年度に限りゼロにするという特例措置になります。

51ページにお戻りください。

中ほどに記載しております④わがまち特例の見直しでございます。

水質汚濁防止法の特例施設に係る汚水または廃液を処理するための施設について対象の見直しを行い、その適用期限を2年延長し、特例率を3分の1から2分の1に変更するものでございます。

また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備についても、発電能力による区分と特例率が見直され、その適用期間が2年延長されます。

再度52ページの表をごらんください。

汚水または廃液処理の施設は第1号、再生可能エネルギー発電設備は第4号から第13号になります。ごらんのとおりの特例率に見直されることになります。

わがまち特例の見直しに関しましては、平成30年4月1日からの適用となります。

52ページの一番上ですけれども、最後にその他の改正です。

資本金1億円超の普通法人に対し、法人市民税の電子申告を義務化するというものがございます。

なお、施行期日は平成32年4月1日からとなります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

9番議員の伊東です。今回、税条例の改正ということですが、ちょっと気になる点を二、三点質問させていただきます。

このたばこ税関係についてですが、まずお聞きしたいのが、以前からこういうふうに税率が変わっていくというお話は聞いておりました。これがことしの10月1日から施行が段階的に始まっていくということですが、ここの米印のところに書いてある旧3級品の紙巻きたばこ、これは以前と比べて平成29年度とかはどういうふうな状況だったのか。これは全国的に見て需要が減っているのか、それとも、やはりたばこ自体値上げ等もずっと何年か越しにあっておりますので、逆にこちらがふえてきているのか、そこのあたりをまず教えていただけますか。

○議長（松尾勝利君）

田代税務課長。

○税務課長（田代 章君）

伊東議員の御質問にお答えをいたします。

旧3級品の売り上げ本数の推移でございますが、今現在、本数でございますと180万本程度が売り上げ本数になっております。これは29年度のデータです。これをさかのぼりますと、やっぱり数字的に減ってございますので、ちなみに27年が240万本ですので、減る傾向にあると思っております。

今の数字は鹿島市のデータでございますが、全国的にもそういう動きではないのかなというふうに勘案をしておりますけれども。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

今御説明をいただきましたが、今の本数、それに限らず、ここに書いてあるというか、今鹿島市にたばこ税の収入がある分が、全てが鹿島市民の方がその量を吸っているかという、それは疑問であり、結局販売量がそれだけあるということで、それに対する課税というふうになっていますから一概には言えないわけですけど、旧3級品はだんだんと減る傾向にあると。

それでは、今度は加熱式たばこ、今人気ですね、さまざまところで禁煙のエリアが広がってきている中で、この加熱式たばこというものが非常にふえてきている。これについてはどういうふうな変動があっているのか、それを紙巻きたばこから加熱式たばこにどういうふうに移ってきているのか。それは数字的なデータは全国的に、また鹿島市において出てきていますか。

○議長（松尾勝利君）

田代税務課長。

○税務課長（田代 章君）

加熱式たばこの売り上げ本数の推移でございますけれども、数値的に売り上げ本数を把握はしてございませんが、一般的な報道によりますと、もう20%に近い数字になっているのではないかと報道がなされておまして、今後さらにふえていくのではないかとというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

私は委員会のときでしたかね、委員協議会のときかもそれを聞いたんですが、そのときもこれがデータとしてまだ出ていないという答弁をいただいたと思います。これだけ需要がふえている加熱式たばこ、このデータが出てこないというのはどうしてなのでしょう。そのあたりは、国とか県のほうからそれについての説明は受けているんですか。

○議長（松尾勝利君）

田代税務課長。

○税務課長（田代 章君）

加熱式たばこの本数の把握でございますけれども、今現在、紙巻きたばこと加熱式たばこの換算については、新たな加熱式の課税方式が設けてありませんで、1本当たり葉の量で1グラムで1本というふうに紙巻きたばこを換算しておるんですけども、加熱式たばこはこれよりも少ない0.4グラムだとか、少ない葉の量になっております。これを1本ということでは換算してございませんで、葉の量で換算してございませんで、本数的に把握できていないというところではないかというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

今ここにも書いてある加熱式たばこ、さまざまな種類がやっぱりあるわけですね、扱い方について。そのあたりもあって、なかなかデータというものが正確なものが出てこないのかなという気がしております。しかし、加熱式たばこについても課税方式を見直すというふうになっておりますので、そのあたり、またデータが出たら後日でも結構ですから教えてください。

一番聞きたいところが、平成30年10月1日からたばこ税率が段階的に引き上げられる、3段階引き上げられていくわけですが、現在の鹿島市の販売量がこのまま3年間続くと考えると税収入はどのように変化をしていきますか。

○議長（松尾勝利君）

田代税務課長。

○税務課長（田代 章君）

市たばこ税の推移でございます。今現在、29年度ベースで市たばこ税として225,000千円程度になっております。

これにつきましては、年々本数も減っておりますことから、市たばこ税についても下降のラインをたどっているということでございます。これは今後も続くものと思われませんが、今回の増税につきましては、1本当たり最終的には3円値上げされるということでありまして、

これについて、今後この3年間、もし仮にたばこの売り上げ本数が減らないと、現状で消費されたといった場合の試算でございますけれども、これについては約50,000千円程度の増になるのではないかというふうに踏んでおります。ただ、現実には本数が減る傾向にございますので、ここら辺は税としては余り当てにならないというか頼りにならない金額になろうかというふうに思います。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

愛煙家の方も減っているとは思いますが。そういう中で、同じ現在の売り上げが維持されるとするならば50,000千円ぐらいの税収入の増になるという、今、御答弁をいただきました。私も何年かに1回、このたばこに関する質問を本会議の場でもしているわけですが、やはりケーブルテレビ等でこの議会を見られている方、その中には愛煙家の方もいるでしょう。

それでは、最後にお聞きします。

このたばこ税、平成29年度収入分222,000千円と今説明がありましたが、これはどのような使い道をされていますか。

○議長（松尾勝利君）

田代税務課長。

○税務課長（田代 章君）

たばこ税の用途についての御質問でございます。

29年度で225,000千円でございます。これについては、市たばこ税は普通税ということになっておりまして、特に目的を持ったものではございません。なので、通常のインフラだとか福祉事業だとかさまざまな、市で自由に使える財源ということで捉えております。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

それでは、後日でいいですから、その内訳を提出していただいでよろしいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えいたします。

220,000千円、市たばこ税。これは先ほど税務課長が申し上げましたように普通税でございまして、一般財源の各種事業等に充てておりますので、その用途がどういったものに使いましたよということではなくて、一般財源のほうでいたしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第21号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第21号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第22号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第9．議案第22号 鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

議案第22号 鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は39ページから、議案説明資料は53ページからでございます。

まず、議案書39ページをお願いします。

今回の提案理由ですが、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

概要につきまして、議案説明資料で御説明いたします。

53ページは新旧対照表でございます。説明は省略いたします。

54ページをお願いします。

まず、改正理由について御説明いたします。

放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員になるためには、基礎的な資格要件を満たした者が、都道府県が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了することが必要となります。今回、国が定める基準のうち、放課後児童支援員になるための基礎的な資格要件について一部改正が行われております。

基準条例のうち、放課後児童健全育成事業に従事する者については、法律で国の基準に従い定めることになっているため、本市の基準条例においても、国の基準にあわせて所要の改正をするものでございます。

次に、改正内容について御説明いたします。

優秀な人材を広く放課後児童支援員として登用するためには、先ほど申し上げました都道府県が行う研修を受講できる基礎的な資格要件を緩和することが必要になります。具体的な改正内容を申し上げますと、1点目は、教員免許を更新していないものの、取り扱いの明確化でございます。

現在の教員免許制度では、免許の更新制が導入されているため、教員免許取得後、一定期間を経過した者は、更新講習を受講しなければ教諭になることができないとされておりますが、放課後児童支援員の基礎的な資格要件としては、教員免許を取得した者であれば更新講習を受けていない場合も基礎的な資格要件を満たす者として取り扱うという規定の趣旨を明確にするため、その規定ぶりを改めるものでございます。

2点目は、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者の追加でございます。

これまでの規定では、高等学校を卒業していない者については、資格研修を受講できる基礎的な資格がなく放課後児童支援員になれませんでした。そのため、高等学校を卒業してい

ない者についても、補助員として5年以上放課後児童健全育成事業に従事した場合、都道府県が行う研修を受講できるよう基礎的な資格を拡大するものでございます。

最後に、施行期日は公布の日でございます。

参考までに、関係する厚生労働省令新旧対照表を54ページから55ページに掲載しておりますのでごらんください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第22号 鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第22号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議案第23号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第10. 議案第23号 鹿島市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

それでは、議案第23号 鹿島市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は41ページ、議案説明資料は56ページからとなります。

議案書の41ページをお願いします。

提案理由は、中小企業の経営及び設備に必要な資金調達の円滑化を図るため、融資条件等について所要の改正を行いたいので提出するものでございます。

本融資制度につきましては、年間120,000千円の預託金を市内5つの金融機関へ前年度の

貸し付け実績に応じて預託し、市内の中小企業、小規模事業者への融資を行っており、佐賀県保証協会の定める保証料の全額助成を行っている制度でございます。貸し付け利率は、平成27年度より1.3%となっています。

それでは、議案説明資料で御説明いたしますので、議案説明資料の57ページをお願いいたします。

まず、1番目の改正理由ですが、中小企業の経営及び設備に必要な資金について、現行の融資条件を拡充することで資金調達を円滑にし、産業の振興を図ることを目的に所要の改正を行うものでございます。

2番目の経過といたしまして、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、本融資制度の申し込み件数は減少傾向にございます。特に設備資金の申し込み件数は、平成28年度が14件だったのに対しまして、平成29年度は7件と半減しています。

また、平成27年12月に本融資制度の預託先になります市内5金融機関、本制度の事務の委託先であります鹿島商工会議所と本市が締結した三者連携協定に基づき毎月開催しております推進協議会においても、景気の動向や県内他市の融資制度との比較検討を行い、住所要件や融資額、融資期間などの条件拡充の提案を受けているところであり、今回の改正によって設備投資の促進と地域経済の活性化を期待するものでございます。

3番目の改正内容でございますが、(1)の条例第4条の貸し付けの対象をこれまで市内在住者で、市内に店舗、工場、事業所等を有する者と限定してきたものを改正後には住所要件を緩和し、市外居住者で市内に事業所をお持ちの方、市内居住者で市外に事業所をお持ちの方も本融資制度の対象として貸し付け対象の拡充を図るものでございます。

また、(2)の条例第5条では、融資の用途として、これまでいわゆる借りかえについて認めていなかったものを、本融資制度の中では認めるものとし、これにより、新規の利用者のみならず、現在、本融資制度を利用されている方へも選択肢の幅を広げるものでございます。

次に、58ページをお願いいたします。

(3)の条例第6条の融資条件において、現在設備資金7,000千円、運転資金5,000千円、設備運転の合算で7,000千円となっている融資金額の上限を改正後にはそれぞれ10,000千円に引き上げ、また、(4)になりますが、返済条件の緩和として設備資金の返済期間を現行の7年から10年へ、運転資金の返済期間を現行の5年から7年へそれぞれ延長を行い、月々の返済金額の軽減を図る目的がでございます。

また、月賦償還の場合の据置期間を4カ月から6カ月に延長することで、本制度利用者の負担軽減を図るものでございます。

4番目の施行期日は平成30年7月1日となります。

なお、資料56ページには条例の新旧対照表になっておりますが、説明は省略いたします。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

1番議員、杉原でございます。何点か質問をいたしますが、最初に、この融資の貸し付けを利用されたというところが14件から7件に半減したということで御説明がございましたが、過去3年間におきまして、平成27年、28年、29年、この3年間の運転資金と設備資金の利用状況件数と割合、総事業所に対する貸し付け利用がどのくらい割合がいらっしゃるのかというのをお聞きします。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えいたします。

過去3年の実績になろうかと思えますけれども、まず平成27年度が運転23件、設備15件で、運転と設備の合算もありますので、それが4件で、合計の42件となっております。平成28年度が、運転28件、設備14件、運転、設備合算が5件ですので、合計で47件。平成29年につきましては、運転23件、設備7件、運転設備合算が6件で、合計の36件となっております。

あと、割合のほうにつきましては、割合のほうは計算しておりませんが、市内に対象となる中小企業の数が大体1,700ぐらいありますので、その件数で計算をすれば出てきます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

最近では景気も緩やかな回復基調が続いているということでございますが、融資の申し込み件数は減っているというような状況でございます。この要因というのをどのように分析をしておられるか、お聞きをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えいたします。

貸し付け件数の増減に係る要因についての質問だと思いますけれども、景気のほうは緩やかな回復の兆しを見せておりますけれども、件数につきましては、最近で多かったのが平成25年度が運転、設備合算で57件となっております。件数につきましては、景気がいい場合には投資意欲が湧いて、設備のほうの投資の件数がふえる場合もございますし、逆に景気が悪

い場合は運転資金等の貸し付けの件数がふえるということもあろうかと思えます。また、償還期間も5年と7年と今なっていますので、一回返済を終わられた方がまた次借りられるということもありますので、そのローテーションもこの件数には関係してくるのではないかと思っているところがございますので、一概に景気の動向でも左右はされるんですけども、これがきちんとした理由でこの件数ですよというのはなかなか捉えづらいものかなと考えているところがございます。

あと、民間の資金のほうもこの制度には出資をしていただいておりますけれども、その出資額のほうも前と比べると減っているという傾向もでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

今回の改正で、どのくらいの事業所の方が新たな融資の対象となるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えいたします。

今回、大きな改正の一つとして、住所要件を撤廃しているところがございます。商工会議所のほうに、そういった今まで該当しなかった事業所の方の相談がどのくらいあるのか確認をしたところ、年間数件程度は相談があっているというふうに聞いておりますので、その件数を見込んでいるところがございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

今の答弁でちょっとわかりにくかったところがあったんですが、今回のこの改正で新たに貸し付けを受けることができるという事業所の数というか、いわゆる鹿島市内に事業所をお持ちで市外の方もいいわけですね。逆に市内にお住まいで、嬉野とか武雄市とか、市外に会社を営んでいる方も対象になるということですね。その方がどのくらいいらっしゃるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えいたします。

該当の市内全体での事業所数というのは、済みません、ちょっと把握はしておりませんが、先ほど申しましたように、相談が年数件あっているということで、申し込みされる方についてはそれくらいの増加を見込んでいるというふうに考えているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

地方創生と今よく言われておりますが、やはり中小企業が元気になるということが地方の起爆剤になっていくというふうに思っております。この辺の具体的な数字をちょっと調べていただいた後で資料としてお出ししていただけますか。

以上で終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後 1 時から再開します。

午後 0 時 休憩

午後 1 時 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案第23号の議案審議を続けます。

午前中の杉原議員の質問に対し、執行部から答弁の申し出がっておりますので、これを許します。納塚総務部理事。

○総務部理事（納塚眞琴君）

先ほどの杉原議員の御質問に対して補足をさせていただきます。

私の派遣元である財務局が法人企業景気予測調査というのを四半期に 1 回出しています、その部分の佐賀県の概要を見ましたところ、まず金融機関からの融資態度でございますが、30年 4 月から 6 月期でございますけれども、前回調査、前々回調査より融資態度判断につきましては確実にポイントが上がってきております。

また、企業側から見た資金調達方法、これにつきましても、项目的には10項目ほどございますが、そのナンバー 1 に民間金融機関からの調達というところが来ております。こういったことを背景に考えますと、やはり民間の金融機関も日銀に預ける預託金利がマイナス金利でございます。したがって、金融機関の業務純益を伸ばすためには、やはり融資を拡大していかないといけないと。したがって、融資のハードルを引き下げているということも要因に条件を下げているというようなことも考えられます。したがって、今回我々も

民間への資金調達が多くなってきておりますから、今回融資枠を広げるというような形にならなくてはならないということで補足させていただきます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

9番議員の伊東です。何点か質問をさせていただきます。

今回の中小企業者に向けての融資の条例改正というものは、多分私もそうですが、市内の中小企業、商業を営む方とか、ほかのものづくりをされる中小企業、そういうふうなところには非常に歓迎される制度になったなと思っております。

この中で、この経過説明、どうしてこういうふうに拡充をするようになったかという経過の中にちょっと気になる点があったので、まず質問させていただきます。

金融機関、それと商工会議所、そして本市、この3つが会議を行う推進会議、この中で県内他市制度との比較検討など協議を重ねた中で条件の拡充に至ったというふうに書いてありますが、県内の他市と比べてどこのあたりが今までは少し劣っていたのか、どういうふうにそのあたり分析をされていますか。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えいたします。

他市9市におきましても、この融資制度については本市と同じような制度がございます。その中におきまして、他市の状況を少し御紹介させていただきますと、例えば、住所要件を設けていない市町村については、唐津市だけが住所要件がございません。あと、融資金額につきましては、他市でいいますと6市で今回の改正後のように10,000千円というふうな上限となっております。貸し付け期間につきましては、本市を除く5市で運転7年、設備10年となっております。そういった他市の状況の表をつくりまして、伊東議員からありました三者連携会議の中で示して協議を四、五回ぐらい重ねて、当初は私どものほうでは融資金額と融資期間のほうをとりあえず拡大したいというふうな考えでしたけれども、商工会議所は市内の5金融機関様の御意見を頂戴して今回の改正案となったところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

今説明を聞いて、若干県内の他市と比べて少し、もうちょっと条件の拡充をしたほうがいいかなという項目全てを今回は適用されたと理解をいたします。

今回の改正内容の2番目のところに、本融資金の償還に充当することを認めるというふうになっているわけですね。今まで運転資金として5,000千円借りていたと。これがもう3年ぐらい経過したと。その分、あと残りの分をまた新たに借りて、これで償還をしていくということが可能ということですね。そうなってくると、これにことしの予算が3,000千円つけられているはずですね。私は、結構これはふえてくるんじゃないかなという気がするんですよ。もしこの3,000千円の予算で——この3,000千円というのは保証料を市のほうが肩がわりをしてあげるといふ、もちろん借りた利息は借りた方が払わないといけない、そういうふうにはなっております。しかし、これが3,000千円を超えていって、そして、そのときは補正をつけるんでしょうが、上限をどこまでか設定されていますか。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えいたします。

伊東議員からもありましたように、今回の制度改正につきましては、融資枠を拡大して経済の活性化を図って、また利用者の利便性を高めるために上限枠などを改正するものでございます。

質問の保証料につきましては、最近でいいますと、平成25年が57件の融資に対しまして、保証料の助成が4,522千円となっております。

今回の条例改正によって、担当課といたしましては、10件から20件ぐらいの追加の申し込みがあった場合に1,000千円から2,000千円、上限を10,000千円で保証料を仮に1%とした場合は10件で1,000千円になりますので、1,000千円から2,000千円の増加を見込んでおります。

あと、この制度の一番ピークのときは平成10年ぐらいでございまして、そのときの貸し付け件数は76件に対しまして、保証料のほうもその件数に比例いたしまして数百万円程度となっておりますので、今回も、例えば、当初予算については3,000千円予定をしておりますけれども、例えば、これが5,000千円となった場合は3月補正で対応していきたいと考えております。

それと、保証料につきましては、一番最初の申し込みのときに1回だけ助成を行っております。1回しかかからないので、1回助成を行って、例えば、償還された場合には全額戻ってくる制度となっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

わかりました。多分ピーク時の平成10年の76件までいくかどうかはわかりませんが、私

は結構ふえるんじゃないかなと思うんですね。それと、やっぱりこういうふうに条件をよくして融資の拡充を行うということで、やっぱり設備投資、運転資金はもちろん、いろいろ中小企業であり、商売人も運転資金は必要なわけですけど、やはり設備投資をしていただかないと企業としても向上はしていかないでしょうし、そういうふうなところにとっては今回のいいかなと思っております。

やはり住所等においても、こっちのほうに住んでいなくても店舗が鹿島にあったらこれを適用できるということで、私は大分ふえるんじゃないかなと思うんですね。

そういう中で、これは商工会議所の会員以外の方でもいいわけですかね。そのあたりをどういうふうに、それと、もし商工会議所の会員以外でもいいということになったら、これは市内の銀行のほうからそういうふうな説明を受けるようになるんですか、どうでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えいたします。

商工会議所の会員、非会員に限らず、融資の対象になります。事務の委託は商工会議所にしておりますけれども、受け付けと照会については市内某金融機関でされていて、保証料のほうは行政が負担をしますので、とても人気がある商品ということで、金融機関さんのほうにも、まず第一にこの商品を勧めていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ありがとうございます。

この融資貸し付けに関する制度、非常に融資に関する、先ほども課長から答弁にあったように、人気商品というか、そういうふうに私も理解をしております。借りやすいというところ、やはり保証料をかわってしていただけるといってもメリットがありますし、今回やはり返済の年度がちょっと延びたといってもメリットの高さではないかなと思っております。

今後もどういうふうに経済状況が市内で変わっていくかわかりませんが、この3者での会議、しっかりとこれからの鹿島市の経済状況を把握していただいて、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第23号 鹿島市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第23号は提案のとおり可決されました。

日程第11 議案第24号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第11. 議案第24号 鹿島市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

議案第24号 鹿島市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は44ページ、そして議案説明資料は60ページでございます。

提案理由でございますが、国の定める都市公園法施行令の改正内容により国の基準を参酌し、公園施設の敷地面積に関する制限を定めたいので、この案を提出するものでございます。

まず、一部改正の概要を御説明いたしますので、議案説明資料の60ページをお開きください。

1番の改正理由でございますが、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行により、都市公園法施行令の一部が改正されたことに伴い、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の割合、いわゆる運動施設率について定め、所要の改正を行うものでございます。

次に、2番の改正内容でございますが、鹿島市都市公園条例で定める公園施設の敷地面積に関する制限について、これまでは施行令の規定により運動施設率は一律で100分の50を超えてはならないとされてきましたので、鹿島市でも100分の50を超えない範囲で運動施設の整備を行ってきたところでございます。

しかし、今回、都市公園法施行令の一部改正では、100分の50の割合については、地域の实情に応じて自治体が割合を定め、オリンピック等の国際大会やバリアフリー化などに対応

した運動施設整備が可能となったことを受けて、鹿島市でも国の基準を参酌して改正を行うものでございます。

また、県内では全て100分の50とする予定であることから、同じく鹿島市でも100分の50を超えてはならないという条文を追加するものでございます。

次に、3番の条例施行期日でございますが、公布の日で御提案しているところでございます。

議案説明資料の59ページ、ここには鹿島市都市公園条例に第1条の4として、先ほど御説明いたしました公園施設の敷地面積に関する制限の条文を加えることとなりますので、この新旧対照表では今回の一部改正箇所をアンダーラインでお示ししております。詳細の内容は省略させていただきます。

以上で御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第24号 鹿島市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第24号は提案のとおり可決されました。

日程第12 議案第25号～議案第26号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第12. 議案第25号 鹿島市営住宅設置条例及び鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 鹿島市定住促進住宅条例（全部改正）の制定についてであります。以上2議案は一括して審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

議案第25号 鹿島市営住宅設置条例及び鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定及び議案第26号 鹿島市定住促進住宅条例（全部改正）の制定について、2議案をまとめ

て御説明を申し上げます。

議案書は46ページから58ページまで、議案説明資料は61ページから65ページまででございます。

提案理由でございますが、議案書の46ページ並びに49ページをお開きください。

この2議案は、現在、北鹿島の旧鹿島警察跡地に建設を進めております中村住宅設置に伴い、既存の市営住宅関係条例へ条文追加による一部改正及び既存の定住促進住宅条例に市内への移住及び定住促進等を図るため、条文追加による全体見直しにより全部改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

まず、中村住宅の整備の概要を御説明いたしますので、議案説明資料の63ページをお願いします。

1番の整備理由といたしましては、先ほど御説明いたしました中村住宅の設置に伴い、関係条例を整備するものでございます。

次に、2番の施設の概要につきましては、名称が中村住宅でございます。

整備の位置は、鹿島市大字中村1993番地1で、旧鹿島市警察署跡地でございます。

建物は、鉄筋コンクリート造り地上5階建てで、公営住宅20戸と定住促進住宅、地域優良賃貸住宅と申しますが、これが20戸、合計40戸でございます。

面積は、延べ面積3,099.22平方メートル、建築面積は881.76平方メートルでございます。

また、中村住宅の設計、建設、維持管理、運營業務につきましては、鹿島市としては初めての取り組みとなります民間活力によるPFI方式を整備手法として採用し、民間事業者に一括して発注し現在整備を進めております。

次に、3番の主な整備の理由につきましては、(1)の鹿島市市営住宅設置条例及び鹿島市市営住宅管理条例の一部改正に関し、大きく2点ございますが、まず1点目は、公営住宅として中村住宅の追加、2点目は、事業契約の中の主な業務として維持管理、運營業務があるため、指定管理に係る条文の整備、以上でございます。

そして、(2)の鹿島市定住促進住宅条例の全部改正に関しましては、定住促進住宅としての中村住宅に関する条例を整備するに当たり、既存の定住促進住宅である古枝住宅の設置目的や制度に鑑みて、主な違いとなる項目といたしましては、入居対象者や家賃、維持管理、運営で指定管理に係る条文の整備などを定めるため、全部の改正をするものでございます。

次に、64ページをお開きください。

4番の中村住宅の位置づけについてでございますが、このページの図は現状の公営住宅と定住促進住宅に中村住宅整備後にどのような形で追加変更されるかをお示したものでございます。

まず、公営住宅につきましては現状11団地でございますが、ここに中村住宅20戸が追加されて12団地になります。そして、定住促進住宅につきましては、現状は古枝1団地ござい

すが、ここに中村住宅20戸が追加されて2団地になります。特に定住促進住宅20戸につきましては、地域優良賃貸住宅として新婚や子育て世帯の定住を目的に位置づけております。

次に、65ページをごらんください。

5番の住宅との比較表についてでございますが、内容といたしましては入居対象者、所得要件、敷金、連帯保証人、家賃、駐車場使用料、転入者への優遇措置をお示ししております。

公営住宅につきましては、原則として現在の11団地と同様の内容を中村住宅においても適用いたしております。

そして、定住促進住宅の中村住宅につきましては、国で定める地域優良賃貸住宅の制度の要綱に基づいて入居対象者と所得要件を設定し、家賃、駐車場使用料、転入者への優遇措置は施行規則に定める内容に設定することとなっております。

この中で、家賃につきましては、近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃を限度といたしまして、民業圧迫に特にならないように施行規則で定めることとするために、定住促進住宅の中村住宅の家賃につきましては55千円に設定いたしております。

次に、6番は中村住宅整備箇所の位置図として塗り潰しの図でお示ししております。

次に、7番は施行期日でございますが、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日といたしております。

続きまして、ただいま御説明いたしました条例の内容につきまして、御説明をいたします。

議案書は47ページ、議案説明資料は61ページをお開きください。

まず、議案説明資料の61ページから62ページは、議案第25号の市営住宅に係る今回の改正の新旧対照表で、改正箇所はアンダーラインでお示しをしております。詳細は省略させていただきます。

次に、議案書の47ページから48ページをお願いします。

第1条で、鹿島市営住宅設置条例、第2条による改正で鹿島市営住宅管理条例の一部改正として、まず第1条の鹿島市営住宅設置条例で、中村住宅の名称及び位置を加えるものでございます。

次に、第2条の鹿島市営住宅管理条例の一部改正では、第48条第2項に駐車場の使用許可として、現在、「1世帯につき自動車1台」の次に「(規則で定める市営住宅にあっては、1世帯につき自動車2台まで)」を加えるものであります。

次に、第55条から58条にかけましては、指定管理者に係る管理対象者、指定手続、業務範囲、準用について加えるものでございます。

そして、附則においては、中村住宅の完成時期が現時点において予定のために、第1条には施行期日を公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行すること。そして、第2条には準備行為といたしまして、市長は、条例の施行の前においても、公募その他必要な準備行為を行うことができる定めを御提案させていただくものでござ

ざいます。

次に、議案書の50ページをお開きください。

議案第26号 鹿島市定住促進住宅条例（全部改正）の制定について、御説明申し上げます。

この議案につきましても、市営住宅と同様に中村住宅の整備にあわせて既存の定住促進住宅条例の全部見直しにより条例の全部改正を行うものでございます。

改正に係る主な条文箇所のポイントを御説明申し上げます。

第2条第2号には、地域優良賃貸住宅とは、地域優良賃貸住宅制度要綱の規定により、建設及び管理する賃貸住宅、共同施設及びその附帯施設を指す用語の定義を定めております。

次に、第3条には、表の中で中村住宅の名称及び位置を追加しております。

次に、51ページをお開きください。

第7条第4号には、入居条件といたしまして、中村住宅の地域優良賃貸住宅に入居することができるものは、子育て世帯及び新婚世帯、このいずれかに該当する世帯に限ることを定めております。

ページを少し飛びますけれども、53ページをお開きください。

第16条第2項には、家賃の納付として、一月当たりの家賃は、近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃を限度といたしまして、規則で定めるとしておりまして、これは先ほど議案説明資料のほうで御説明したとおりでございます。

次に、54ページをお願いします。

第17条には、家賃の変更として、第1号で物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。第2号で、近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃に比較して不相当となったと認めるとき。第3号で、定住促進住宅について改良を施したことに伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。これら3点のいずれかに該当する場合には家賃を変更することができることを定めております。

次の55ページの一番上部には、第20条第2項第3号で駐車場の使用として、1世帯当たり2台を限度とすることを駐車場を使用できる条件として定めております。

そして、第20条の第5項には、駐車場使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として規則で定めることとしております。

次に、第22条第1号には、入居者の費用負担業務といたしまして、これまでの電気、ガス、水道、それに下水道整備に伴い下水道の使用料を加えております。

次に、57ページをお願いします。

第28条から第31条にかけましては、指定管理者に係る管理対象者、指定の手続、業務範囲、準用について加えるものでございます。

最後に、58ページをお願いします。

附則につきましては、先ほど御説明いたしました市営住宅と同様に、第1条には施行期日

を公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行すること。
そして、第2条には準備行為として、市長は、この条例の施行の日前においても、公募その他必要な準備行為を行うことができる旨を御提案するものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（松尾勝利君）

これより質疑に入りますが、本2議案は総務建設環境常任委員会への付託が予定されておりますので、質疑は簡潔で総括的な大綱質疑といたします。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番です。ただいま提案されております2つの案件について質問をいたしますが、市営住宅の要求というのは非常にこれまで長い間多くの皆さんの要求でした。久々にこういうのが新しく建てられたわけで、市営住宅の建設そのものには私は同意をするんですが、ただ、この建設前から私は、どうせつくるならもっと安くできる、もっとたくさんつくるところにということを書いてきましたが、これはこれとして受け入れていきたいと思っておりますが、ただ一つだけ私がお尋ねをしたいのは、家賃の問題です。これは条例の中ではありませんね、この条例にありましたが、規則で定めるということになってはいますが、行く行くそれは先ほども出てきておりますので、意見として私はぜひ言っておきたいし、その方向で取り組んでいただきたいという願いがありますので意見を言わせていただきたいんですが、説明資料の65ページの中で具体的に家賃の金額が出ていますね。公営住宅はそれとしまして、定住促進住宅の問題で私は質問といいますか、意見を言いたいと思っておりますが、これは市内に定住を希望している者で、新婚世帯または子育て世帯ということで載せられております。そういうことになりますと、大体若い人たちですよ、新婚さんで年とった人も新婚さんいらっしゃいますから、所得の高い人もいらっしゃいますけど、大体考えられるのはそうだと思います。

そういう中で、所得要件として月額158千円以上、それから月額487千円以下という所得要件がありますね。鹿島市の若い人たちの所得というのが今大体どれくらいなのか、仕事も正規職員じゃなくて、時間で定められながら働くとか、そういう人が非常に多いです。私たちが家賃、家を探してくれと頼まれますが、本当極端な話じゃないですが、高くて30千円から35千円とおっしゃる人が結構多いです。それはそれとしまして、お尋ねをしますが、ちょっとどこと比べようもありませんが、例えば、市役所の職員で、若い人で所得というのが、所得月額がどれくらいなのでしょう。今、新婚さんもいらっしゃるかわかりませんが、ちょっと基準をどこと比べていいかわかりませんのでお尋ねをするわけですが、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

答弁をお願いします。時間かかりますか。

暫時休憩します。

午後 1 時 39 分 休憩

午後 1 時 40 分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

大代建設環境部長。

○建設環境部長（大代昌浩君）

先ほどの松尾征子議員の質問にお答えしますが、市役所の職員の場合で新婚世帯でのくらいの所得があるかということですが、市役所の勤続年数、まず所得で言いますと、勤続年数 1 年、初任給で言えば月収が 179,800 円で、4 年経過後で 206,200 円程度となっております。今、市役所の職員でも結婚をする年齢とか結婚の相手の所得、これが共働きであるとか、1 人で収入を稼ぐとか、それぞれまちまちでございますので、一概にこれが平均がどのくらいであるかというのが、なかなかこれは算定のしようがないところでございます。

今、新婚といいますか、結婚してアパートに暮らしている職員で言いますと、大体家賃が 50 千円から 60 千円、70 千円ぐらいの家賃のところの賃貸住宅に住んでおられます。そのうち 25 千円を上限として、うちのほうの住居手当として支給をしているというふうな状況でございます。

したがって、一概には平均的な所得というのはつかんでいないというところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14 番松尾征子議員。

○14 番（松尾征子君）

ただいまどこを出すあれもなかったと市役所は言いましたが、例えば、200 千円の月収だったら所得ということになったらもっと下がるわけでしょう。だから、一応そういうので私をお話をしたいと思うんですが、今、55 千円のところとかにお住まいになっているということですが、確かにそうしてお住まいになっているんですよ。それから、市役所の場合は住宅手当なんかもあるからいいわけですが、住宅手当なんかない企業もありますよね。そういうところもありますし、そういうところに住んでいらっしゃる人たちがもっと安い家賃の住宅が欲しいと。あればどこかに移りたいと、ありませんかという要求も結構出るんですよ。だから、例えば、200 千円の給料で、実質的にはもっと低くなるわけですが、その中から大部分を家賃に払わんといかんというふうな方もいらっしゃるんですよ。

そういうことで私は申し上げているんですが、そういうことを考えますと、せっかくこう

いうすばらしい住宅ができて皆さんが何とかなるんじゃないかという希望もあると思いますが、それから見ますと、やっぱり定住促進住宅の家賃というのを55千円ということじゃなくて、もう少し私は考え直す必要があるんじゃないかと思います。幸いこの条例じゃありませんね、規則で後で定めるといいますから、まだ考える余地はあると思いますが、そういうことを私はずひ取り組んでいただきたいと思いますというわけです。せっかくなんですよ、子育てしていくには本当、またお金もかかりますし大変になってくるわけですけど、そういう面で、これより考える余地がないのかどうか、その辺についてもう一度お尋ねをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

大代建設環境部長。

○建設環境部長（大代昌浩君）

お答えします。

今回整備いたします中村住宅というのは、20戸が市営住宅、それから残りの20戸が定住促進住宅ということです。市営住宅については御存じのとおり、住宅に困窮する低所得者世帯ということでございますので、所得が低い方は市営住宅のほうの入居を希望されるんじゃないかと思います。

定住促進住宅、この55千円が設定が高いのではないかということでございますが、なかなかこの近傍同種がどのくらいというのがつかみにくいところですけども、この定住促進住宅の面積とか構造を比較しますと、この55千円もかなり低目に設定をしているところです。

さらに、これ以上低く設定するということは民間の民業圧迫ということも考えられますので、55千円が適切ではないかということで設定をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

私さっき市役所の方の大体の金額を聞きましたが、これを決めるに当たって、大体この辺のそういう人たちの、勤労者の人たちの所得月額がどれくらいだというような、本来ならこれくらいでこうだといってから、これくらいの家賃にしましたよと出てきたなら私はいろいろ言わんやっただかもわかりませんが、本当は全く周りの状況をわからないままと言うたら言い過ぎかもわかりませんが、そういう中で決められていると。それから周辺の民間の住宅がこれくらいだからということで決められていて、本当もう少しその辺実態に合わせながら、実態を見ながら私は決めるべきだと思っています。特に住宅の家賃というのは皆さんお聞きになりませんか、鹿島は家賃が高いというのはもう皆さんがおっしゃっているんですよ。そういう中で、やっぱり市営住宅の要求が強い、そしてまた新しくできるわけだから何とかなるんじゃないかなという希望があったのは事実なんですよ。だからやっぱり、その辺の実

態——実態と言ったら周りの住宅、民間の住宅とおっしゃるかわかりません。そうじゃなくて、市民の暮らしの実態、それをよくつかむ。特に今若い人たちの仕事というのは正規の職員じゃない人が多いし、結婚もできないというような人も結構あるんですよね、所得が低いために。そういう人たちが、今行くところがないから仕方なくて、もうほとんどを家賃に払うというような、そういう状況もあるわけですから、私は今の御答弁ではなかなかそれに沿ってもらえるという希望はありませんが、そのことを実態に合わせて考え直していただくということを私は希望をして質問は終わりにしますが、条例そのものは、当然私はだからだめだとは言いませんが、そういう形で、今後より皆さんがせっかくできたものですから利用しやすいように、そういう形に皆さんで話し合って進めていただくことをお願いして、終わりにしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、ただいま審議中の議案第25号及び議案第26号は、会議規則第36条第1項の規定により総務建設環境常任委員会に付託をいたします。

日程第13 議案第27号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第13. 議案第27号 平成30年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

当局の説明を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

それでは、議案第27号 平成30年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書は59ページでございます。

この案につきまして、別紙のとおり補正予算書を提出するものでございます。

説明は、補正予算書と議案説明資料でいたしますので、お手元に御準備をお願いいたします。

補正予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に601,081千円を追加し、補正後の予算の総額を14,331,081千円といたすものでございます。

2ページから6ページにつきましては、今回補正の集計表となっております。

7ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正でございます。

新市民会館建設基本設計・実施設計等業務委託料につきまして、本年度の予算と合わせまして、平成31年度までの2カ年間で業務委託を行いたいので、今回、債務負担行為の追加補正限度額59,529千円をお願いするものでございます。

8ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。

地方債補正のうち、追加分として基幹水利ストックマネジメント事業は9,800千円を、経営体育成基盤整備事業は2,200千円、農村地域防災減災事業は4,300千円、社会資本整備総合交付金事業（海岸事業）は1,600千円、急傾斜地崩壊防止事業（通山地区）は500千円、社会資本整備総合交付金事業（井出・西葉線整備事業）は54,000千円、鹿島小学校施設整備事業は10,100千円、生涯学習センター施設改修事業は15,000千円、市民会館建設事業は1,500千円をそれぞれ追加するものでございます。

9ページをごらんください。地方債の変更でございます。

防災基盤整備事業は、事業費の確定に伴い10,200千円から14,700千円に増額補正するものでございます。

10ページ及び11ページにつきましては、今回補正の事項別明細書となっております。

12ページから歳入でございます。主なものを御説明いたします。

15ページをお開きください。

14款2項2目。民生費県補助金は、地域医療介護総合確保基金事業補助金、介護施設等整備事業など39,589千円を増額するものでございます。

同じく2項4目。農林水産業費県補助金は、青年就農給付金補助金など22,854千円を増額するものでございます。

17ページをお願いします。

16款1項1目。総務費寄附金は、ふるさと納税寄附金など133,150千円を増額するものでございます。

18ページをお願いします。

17款1項1目。基金繰入金は、合計256,637千円を増額いたします。財政調整基金、公共施設建設基金など各基金に繰り入れるものでございます。

歳出につきましては、別冊の議案説明資料で御説明申し上げますので、議案説明資料の71ページをお願いします。

なお、66ページから68ページは今回補正の増減比較表、69ページ、70ページは歳入の概要でございますので、御参照ください。

それでは、主な歳出事業の概要を御説明いたします。

本資料につきましては、新規拡充事業分と継続事業分に分けて記載してございます。

ナンバー1の総務一般管理事業は、平成30年度コミュニティ助成事業により、マイクロバ

ス1台を購入するものでございまして、8,868千円を増額するものでございます。

ナンバー2の基金積立管理事業は、新市民会館建設のために指定寄附をいただきました3,000千円を公共施設建設基金に積み立てるものでございます。

ナンバー3の市民会館建設事業は、28,278千円を計上いたしております。新市民会館建設の基本設計・実施設計等業務委託料でございます。

ナンバー4の交通対策事業は、高齢者の交通事故防止を図るため、運転免許証を自主返納された方に対する支援として、バス・タクシー券の助成を行うものでございまして、884千円を増額するものでございます。

以上4件は、いずれも新規でございます。

ナンバー5のふるさと納税推進事業は、前年度実績相当額に加えまして、新たな申し込みサイトの追加などに伴います寄附額の増を見込んでおりまして、130,000千円を増額するものでございます。

ナンバー7の老人福祉週間事業は、地域の高齢者同士のコミュニケーションを深め、地区敬老会の充実を図るために、敬老の日行事費交付金を1人当たり千円から1,300円に300円増額するものでございます。

ナンバー8の放課後児童クラブ施設整備事業は6,700千円を計上いたしております。利用児童数の増加見込みによりまして、北鹿島小学校敷地内に新たに建設いたします放課後児童クラブの整備設計委託料でございます。

72ページをお願いします。

このページは、いずれも新規でございます。

ナンバー9のエコツーリズム啓発事業は、ラムサール条約湿地登録地であります新籠海岸のワイズユース（賢明な利用）の一環といたしまして、ウォーキング・ジョギングコースの整備を行うものでございます。

なお、11月には、このコースのお披露目を兼ねましたリレーマラソン大会を開催する予定でございます。

ナンバー10の農林漁業者応援プロジェクト事業は、農林水産業の担い手確保対策といたしまして、新たに親元で就業する方に支給期間3年間で最大1,500千円の支援を行うものでございます。

ナンバー15は立地適正化計画策定事業で、本計画作成業務委託料として6,500千円を計上するものでございます。住居機能や商業、公共交通などさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランの高度化版でございまして、鹿島駅舎改築・駅前広場整備などの市街地整備をするために、本計画が必要となるものでございます。

ナンバー16、JR肥前鹿島駅舎改築・駅前広場整備事業は、本整備における基本計画策定業務委託料として5,000千円を増額するものでございます。第六次総合計画に基づき、本整

備を行うことで駅周辺を魅力ある空間とするために、本年度デザイン方針の検討、住民ワークショップなどを行うものでございます。

73ページをお願いします。

ナンバー18、鹿島市耐震化促進事業は1,709千円を増額し、県耐震改修促進計画の見直しに伴いまして沿道建築物の耐震診断を実施するものでございます。

ナンバー24、第71回県民体育大会事業は820千円を増額し、今年度杵藤地区で開催されます大会経費に充てるものでございます。

74ページから76ページは継続事業分となっておりますので御参照ください。

77ページにつきましては、平成30年度県営事業負担金一覧表でございます。御参照ください。

今回の補正予算の主な内容は以上でございます。

なお、78ページには市債現在高の見込みを、79ページには積立基金の状況を掲載いたしておりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番です。ただいま説明いただきました件について何点か質問したいと思います。まず補正予算書の22ページ、ここに交通対策費として運転免許自主返納者バス・タクシー券助成ということで載っております。大分最近免許証を返上した人もふえておりますが、大体どれくらいの人に、どういう条件でバス・タクシー券をやるのか、その辺をお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

お答えをします。

今回補正に計上しておりますけれども、840千円ですね。そのうち800千円を助成金ということで計上をさせていただいております。お一方8千円を100名の方に利用券をお配りしたいということで、1枚100円の券でございますけど、これが80枚つづりということでございます。対象の方というのは75歳以上で、鹿島市内に住所を登録されている方でございます。自主返納をされた方ということで、あくまでも交通事故の防止のためということで交付をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいまの御答弁で1人千円と言いましたか。（「8千円」と呼ぶ者あり）年間8千円ですかね。（発言する者あり）1回きりですか。8千円という金額ですが、まずバスが通っていないところも結構あります。特に山間地は通っていませんね、通っておっても1日に何本と。

そういう現状の中で、8千円というお金をいただいて返上してしまったということになりますと、やっぱりなかなか動きがとれない。この前も90過ぎた人が免許を持って運転して事故を起こされたというのがあります、事故を起こしてしまえばおしまいです、今、特に高齢者のひとり暮らしとかなんとかになりますと、動きがとれないんですね、生活できないという状況があるんですよ。そういう面で、確かに私は、そういうタクシー券とかバスの券をやるのもいいんですけど、ほかの地域に行きますと、例えば、バスなんか無料券をやられているところもありますね、年齢によって。75歳以上とか70歳以上とかね。そういう方たち、本当に毎日生活していくのにプラスになるような、そういう形のをしていかないと、高齢者の人が動きがとれなくて家に閉じこもってしまって、極端に言えば人との触れ合いが少なくなると痴呆の症状が出るとか、いろんなものがあるわけですが、その辺のあり方について、もう少しほかにも検討されなかったのかどうか、いかがでしょうかね。

○議長（松尾勝利君）

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

お答えをします。

確かに公共交通機関も発達をしていないという状況の中で、頼るところが車しかないという中で、あと何で動くかということに、返納すればそういうふうになってはまいりますけれども、何といても先ほど申されたとおり交通事故を起こしたら元も子もないということになります。

そういったときに、先ほど8千円という金額が妥当なのかどうかという点だろうというふうに思いますけれども、あくまでも交通事故の防止ということでございます。あくまで返納をされる契機ということでお考えをいただきたいということで8千円、このような助成をするということで、これはほかの他市町同様に取り組んだ結果でございます。ですから、ほかのところと申しますか、その分の足の保証ということではあくまでもございませんので、そこは契機として考えていただくということで今回交通対策として計上をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

免許証を、それは交通事故の問題もありますが、免許証を取り上げてしまうということは、その人の生活を縮小してしまうんですね。そういう面も考えますと、例えば、健康維持とかいろんな面におきまして、やっぱり外に出て人と触れ合って、いろんなお買い物も自分で行く、病院にも行くというふうな、そういう状況を今までされてきた人たちが途端に閉ざされてしまうと状況が閉鎖されてしまうわけですから、もう少し財政の面もあるのはわかりませんが、私は先ほどちょっと申しましたけど、交通機関が十分じゃないところもありますが、バスなんかの無料券の配布とか、そういうことなんかは進んで考えることはできないんでしょうか、市長いかがですか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

今の話は自主返納の部分に限って答弁をいたしておりましたから、あとお話の関係で議論するとすれば、地域公共交通のあり方ですね。したがって、それはまた別の発想で、例えば、循環バスを回すとか、タクシーを配慮するとか、最近少し別の地域のことを参考にしながらというのでデマンド方式とか、路線も直すとやっておりますよね。だから、可能な限りといいますか、いろんな配慮をしながら改善はしてきているということです。

したがって、今回の自主返納の部分についてはさっき答弁をいたしておりましたけれども、近隣の市町が返納に対してどういうことをやっておられるかというのを参考にしながら、それに対応していると、そういうことですね。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

いろいろ出てくると思いますが、高齢者の方が自分でできればできるだけ長く自分の足で生活できるような、そういうことを考えて取り組んでいただきたいと思います。

次です。26ページ。私、本当予算の出るたびにこの問題を取り上げなくちゃいけない、いつも出てきていることを残念に思うんですが——残念といいますか、実はここに民生費の中で市民交流プラザの設備設置工事ということで出ていますね。これを具体的にどういうのか、一応委員会では説明を受けましたが、具体的にどういうものなのか、工事の内容を教えてください。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えいたします。

今回、工事請負費で3,780千円を計上している工事の内容ですが、これにつきましては、市民交流プラザの3階のエスカレーター周り及び北側階段出入り口の防煙・防火シャッターの部分のシャッターの開閉機等の取りかえ工事というふうになっております。箇所数は5カ所ということでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま御説明いただきましたように、3階の部分の防煙・防火シャッターの工事だということですが、私はこのことを聞いて驚きました。何でかという、防煙・防火というのは安全面で一番大事なものだと思うんですよ。

私は、このピオが市に移行される時、ああいう施設ができる時に何遍も聞いたと思いますが、高齢者や子供たちにそこに来てもらうんだから、安全面が一番大事だというようなことをおっしゃったと思うんですよ。そして、そういうことができて市に受け渡されてきた。安全・安心だというのは何回もおっしゃったと思いますよ、聞いたと思います。

ところが、今までもこれ出てきていますが、今回特に私これを見て、何ということかと思ったんですよ、一番大事な部分ですよ。今まで事故が起きていないからいいわけですよ。こういう防煙・防火シャッターが不備で、消防から注意をされながらもそのまましておいたために大火事になったとか、何人も死者が出たというふうな、都会では特に飲食関係とか、そういうところで事故が起きています。考えてみたら、これを聞いて私はぞっとしましたよ。そういう面で、初め受け渡される時、安全・安心という面では、こういうのは問題じゃなかった、私たちがタッチできなかったのも悪かったと思いますが、そちらから言ってもらえば、そうだとしか私たちは受けとめられませんよ。それを本当はもっと徹底して調査しなくちゃいけなかったかもわかりませんが、こういう形で、一番大事なこういうところを残していたということは、私は大きな問題だと思いますが、この件について市長どう思いますか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

安全をきちっと重要視しないといけないと、おっしゃるとおりだと思います。ただ、おっしゃっているのと、私が少なくとも説明をこの予算について聞いているところと少し違うのは、安全だったんですよ、設備はされていた。そのときと現状の違いは、この扉がしょっちゅうおりてくるとは思っていなかったんですよ。なぜかと。1階、2階と3階、4階の営業時間というかですね。だから、それが違うことになった結果、思いのほか、本来は緊急のときしかおりてこない扉が毎日おろさんといかなくなった。なぜかといったら、まだ3階、

4階は電気がついているのに、1階、2階はもう閉めてしまわれます。そうすると、当時は想定していなかったような扉を閉めてしまわないといけないと。つまり、扉を閉める状況が違ってきたので激しく損耗したと。だから、今回はなかったのをつけると言っているのではないというふうに私は承知をいたしております。

詳細はお聞き取りをいただきたいと思いますが、それが傷んだので、なかったんじゃないかと取りかえるというふうに聞いておりますので、詳細はお聞き取りをいただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ちょっと今の説明では私何というか、そういうふうになるとは思っていなかったと。どっちにしても、そこでシャッターを使うことはわかっていたと思うんですよ。例えば、毎回閉めなくても緊急な場合は閉めんといかんというのはわかっておったと思うんですよ。それで、それから何年ですか、まだ何年もたっていないでしょう。それに至って、しょっちゅう使っておったからこうなったんだと、それは理屈にならんと思うんですよ。その時点で、やっぱりそういうものに対して大丈夫だと、特にこういうものですから、しっかり徹底した調査をして本当に大丈夫だという、それがないと私は受け取ることはできなかったと思うんですよ。その辺ではね。

もう一点お尋ねします。じゃ、今度の工事についてはどこが工事するんですか、市だけでいいですか、ピオのほうもお金は出すんですか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

今回のシャッター工事につきましては、3階部分ですので市のほうの予算で全額賄うということになります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

私は、それはおかしいと思うんですよ。本来なら最初の時点でそういうところはちゃんとし直して、新しいもので受け取っておかんといかんやった問題だと思うんですよ。それを途中でそういう状況が生まれたからということで、工事をその都度せんといかんということになれば、あの古いビルですから、まだまだ何が出てくるかわかりませんね。

じゃ、お尋ねしますが、シャッターはこれで終わりですか、まだほかにシャッターがある

んですか、その辺についてお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

3、4階の今回提案しています防煙・防火シャッターの工事につきましては、一応今年度の5機で終了ということになります。全体として20機ありましたが、今年度の5機で全て終了するというようになります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それじゃ、もうほかにはシャッターはないというわけですね、これができれば完全にそういう問題については起きないと理解していいですか。ほかにもあるとなったら、また大変だと思いますよ。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

先ほどお答えしましたとおり、今回の工事で3、4階のエスカレーター周り、それから北側階段付近のシャッターについては20機全ての工事が今年度で終了するという事です。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

階段付近のシャッターについてはと言ったら、ほかにも何かあるんですか。今のお答えでは、階段付近のシャッターについてはこれで終わりだとおっしゃった。その辺が、じゃ、ありそうですよ。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

失礼しました。今回、防火・防煙のシャッターの工事をしておりますけれども、そのシャッターのある箇所がエスカレーター周りに18機ございました。それから、ピオの北側のほうの階段のところの出入り口に2機、3階と4階の部分に1機ずつありました。その合計が20機ということで、それ以上の3、4階にシャッターというのはないということでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

要するに、もう全てシャッターに関してはないと理解していいわけですね。何かまたエレベーターの近くにありました何とかって、それが20機ということなら、それはもうこれまでに済んだというふうに理解するわけですね。じゃ、そんなおっしゃってもらったから。

それで、それについてもこれまで、今になってからあれですけど、全部市が負担してきたわけでしょう。だから、私は思いますが、本来ならば最初のようにそういうのを含めて全てやり直さんといかんやっと思ったと思いますが、結局は、そういうのを含めてやっておいたら金額がかさむことがやっぱり不安だったんですかね、それを後になって少しずつ分けてやらなくちゃいけないと。ちょっとこのやり方は私納得いかないんですよ、本当に何度も言いますが。そういう事故が起きなかったから幸いですけど、これもし事故が起きていたとしたらどうなるんですか、誰が責任とるんですか、そういうことだって私は考えられますが、ここでやっぱり私は、そういうことならこれまで工事をやってきた、市が独自でやってきたわけですけど、そういうのに対してでも私は納得いかないと、そういう気持ちです。

あとこれをどうなされるか、このまま上がっておりますので取り組まれるかもわかりませんが、本当これは許せないものだと思います。工事はせんといかんと思いますが。

もういろいろ言っても平行線でしょうから終わりにしたいと思いますが、最初の取り組みのときに、余りにも私は一番大事なところをほったらかしにしたこと、あれは今でもやっぱり、これからもまだ何が出てくるかわかりません、あの古い建物ですからね。それに対して、やっぱりしっかりとどういうふうにしたほうがいいのかと、市がやればいいのかというわけじゃないと思います。もともと売ったところも責任あると思いますので、その辺についてはしっかり捉えておっていただきたいと思います。

次に行きます。

次は、44ページの保健体育総務費のところでお尋ねします。

私は、これまでもスポーツ合宿の問題は問題だということを言い続けております。しかし、特に今回市長選挙がありました、市長選挙の中では市長はあちこちで、応援の方もそうですが、これを非常に目玉として宣伝をなさってきたことを聞いておりますけれども、私はそのスポーツ合宿の人たちに助成金と言うんですか、スポーツ合宿に来られる方に補助金を出すのは、補助金を出すだけで終わるものだと理解しておりました。ところが、今回ここに補正予算書を見て、今まで私が勉強不足だったかもわかりませんが、この中にスポーツ合宿臨時職員賃金だとか、高速道路使用料だとか、そういうのが上がっていますよね。そういう予算が上げられております。これはどういうことなのか。例えば、スポーツ合宿にいらっしや

る人たちをわざわざお迎えにも行って、交付金までやって、お迎えまで行って、臨時職員まで使って、ここまでしないとイケない事業なのかどうかですね。

私いつか、ことしの予算審議のときに、市民の人たちが、こういう無駄なことをしておっしゃっていると言ったら、市長は、いや、私はそういうことを聞いたことありませんとおっしゃいましたが、しかし、本当、今度特に市長選挙で回られている中でそういう話を聞いた人が、もう本当こればかりしんしゃったとですよと、もう歯がゆうしてと言う人もありますが、私も歯がいかったですが、そういう中にさらにこういうことまでやっているということを知ったら、市民の人たちもっと怒るですよ。お金がない、何かやろうとしてもなかなかない、自主的に活動している人たちが努力しながら、お金をつくりながらやっている。ところが、この人たちは合宿に来た。それに補助金やるだけじゃなくて、そういう人たちを迎え入れる、そういう体制までとるといような、こういうあり方は絶対に私は許せないと思いますが、これはどうなんですかね、何のために臨時職員まで置いてせんといかんのですか。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

松尾議員の質問、スポーツ合宿に関する今回補正予算で、臨時職員の賃金、それから旅費、高速道路の使用料等、そういったところの経費についてのお尋ねだと思います。

スポーツ合宿につきましては、平成23年から誘致活動を行っているところでございます。実際今、年間関東のほうからの陸上関係の大学でいけば6校とか、また、それ以外でもアマチュアスポーツのほうで見えていただいたりというふうな実績があります。

特に関東のほうから陸上関係で見えられる駅伝関係のほうで、時期が1月から3月、4月にかけてというところで集中して連続した形で見られます。そのときに、当然対応としましては担当のほうがいろいろと調整をする。宿の手配、食事の手配、いろいろな形であらゆる面でサポートをするような形で対応をしております。通常業務、平常業務の中でいろいろな業務がありますけれども、そういったところにつきまして、事務補助という形で臨時の職員を1名つけさせていただいてサポートをお願いしているというふうな状況でございます。

それから、そういった継続して見えていただく中で、当然効果としては、特に子供たちに対してはいろいろな本物の強いスポーツの選手だったりとか、指導の直接のそういったところの触れ合い、それから指導者の方に対しても、その指導方法等については学んでいただく機会が多いと考えております。そういった中で、あと実際のスポーツ、地元でされている子供たちも、そういったところを見て、将来的に目指すものをしっかりとつかんでいただくようなところも出ていると思います。

経済効果というところでいきましても、一応大学への助成も含めていろいろな臨時職員の

賃金とか、そういったほかの事務経費含めたところを出しているわけですが、実際、合宿に見えられて鹿島市のほうで市内で消費をしていただくようなところも、概算ではございますがいろいろと積算をしたところでもあります。そういった中でも経済効果もあるということで、金額に換算したところでもそうですし、目に見えないところでの効果というのもしっかりとあらわれているということで考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

理由はいろいろできますよ。何でわざわざ合宿しにいらした方に補助金をやって、そしてそのために、そうでなくても職員の人たちが少なくなっている中で、合宿のための、そういう人たちのための臨時職員まで雇うとか、そういう子供たちに云々と、それは当然のことですよ、それだけしてもらっておったなら。サービスででんせんといかんわけですよ。だから、そういうやり方、もう補助金やるならやって、それで、その人たちが自分たちでなされればいいですよ。当然そういうお金が、経済効果が出ますよと。食事もせんといかん、宿泊もせんといかんけん、そのためにやりよつとでしょうから、補助金も、それをその上にまたぼた餅にもういっちょあんこつけたごたることをして、これだけ財政的にも厳しい中で、みんな頑張っているのにどうなんですか。そういうことになりますと、文化的な行事だっているんですよ、誘致してなさっているのが。それは何日間も何百人もじゃないかもわかりませんがね。

例えば、先々月でしたか、これはもう2日ぐらいしかないですが、九州地区の全国民謡大会なんかなされますが、そういうところだって、本来は鹿島の会館でしたかったけど、会館が使えないと、今、有明でばかりなさっていますが、その前の前夜祭だとか何だとかも全部こっちして経済効果もありますよ。1週間ぐらい前ですか、祐徳本因坊大会もありましたよ。ああいうのもするのに会員の人たちが本当毎日回って、まちの皆さんに頭を下げて、運営資金を集めて、それでも足らんで頑張ってもらえばいかにたいてされているんですよ。そういうのもいっぱいあるんですよ、経済効果だって出ているんですよ。それは合宿されているとしたら人数は少ないでしょう、日にちも少ないでしょう、ほかにもいっぱいありますよ、文化的な行事でつながりがあるのが。そういう面で、例えば、どうしても今これは市長の目玉商品で取り組んでいるわけですから、補助金やらんばいかなんらそれはそれでして、余分なことまで私はやめてもらいたいと思うんですよ。本当市民は許しませんよ、これは。回って聞いてくださいよ、それは賛同する人もあるでしょう、それはでも一部でしかないんですよ。皆さんがどれだけ今大変な中で、日々の暮らし、いろんな自分たちの自主活動をやっているかわかりますか。どうせやるんなら、じゃ、ほかのところも同じような形でやっ

てくださいよ、私がしょっちゅう1人でそれをだめだ、だめだと言いよつとやなかとですよ、しょっちゅうそういう耳に入ってくるわけですよ。だから私は言っていますし、皆さんたちが本当に合宿にしたって、ああ、これだけ頑張ってもらいよつと、走りよんしゃつき沿路から拍手ば送ろうとか、やっぱり朝早う走りよんさつき、ああ、御苦労さんと言いとうなつですよ、やっぱり頑張りよんさつけんですね。しかし、そこまで何で余分なことをせんといかんかということなんですよ。

その点について、今後やっぱり改善をするべきだと思いますが、いかがお考えですか。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

スポーツ合宿についてのいろいろなかわり方についての御質問だと思いますけれども、特に誘致をして大学のほうも、ここ数年はある程度大学のほうも固定をして連続してお見えていただくようになりました。その中でも、箱根駅伝では強豪校と言われる大学のほうも連続して見えていただくようなことになっております。そういったところはやはり、今までのいろいろな取り組みの積み重ねの結果だということと考えております。

ことしの合宿、1月から3月、4月までかかった合宿の中でも、実際もう既に帰られるときに、来年もぜひ同じ時期に来たいというふうな大学も数校、ずっとそういう言葉をいただいております。やはりこういった信頼関係とか継続というところに1つの効果もまた出てくるのではないかと思いますので、おっしゃられるところを、そういった信頼関係の中で継続していけるものがあれば当然そこは大事でありますし、信頼関係の構築の部分である程度成果も出ておりますので、いろいろな今後の工夫のところはまた考えていきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

これだけ優遇措置して、あんばいよかごとしてくるんない誰でもまた来らせてくださいと言うですよ。

それはそれでいいでしょうけど、今後やっぱりあり方はもう少し考えて、市民の皆さんの多くの人たちの意見も聞きながら、本当に皆さんたちが納得できるような体制で取り組んでいただきたいということを私は申し上げて、終わりにしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ここで10分程度休憩します。2時45分から再開します。

午後2時35分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き、議案審議を続けます。

ほかに質疑ありませんか。15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

15番議員の角田です。3点ほど質問いたします。

議案説明資料の71ページ、ナンバー3の資金で市民会館建設事業として、新市民会館基本設計・実施設計等業務委託料ほか28,278千円計上されておりますけれども、今年度、30年度、いわゆる31年3月までに実施設計を完了したいということですが、先ほど説明あったところで、新市民会館建設の基本設計と実施設計の業務委託料として債務負担行為で31年度まで59,529千円と債務負担行為のところで説明がありましたけれども、この今年度28,278千円の中には並行して実施設計まで入っているのかどうか、ちょっとお尋ね。

それと、実施設計を大体どのくらいまで、31年度という、いわゆる何月ぐらいまで予定されて、そして、いつから建設工事に入られる予定なのか、そこら辺がわかっているならば、説明をお願いします。

○議長（松尾勝利君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

新しい市民会館の設計業務に関する予算の件だと思いますけれども、基本設計と実施設計合わせて総額85,000千円程度と見込んでいるわけですが、見込みとしましては30年11月……

○議長（松尾勝利君）

大きい声をお願いします。

○総務課参事（江頭憲和君）

はい。

11月ぐらいに設計者との契約ができればいいなと思っているところでして、今年度末までに大体基本設計が終わるんじゃないかなというふうに見込んでおります。基本設計の終盤に入りますと、少し実施設計の部分も出てくるかと思っておりますので、見込みとしては大体今年度中に基本設計を終わらせることができたかなというふうに考えているところです。設計が終了するまでの期間が12カ月から13カ月ほどかかると思っておりますので、その後、31年度中に何とか着工のところまでこぎつけられたらというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

もう一個お尋ねしたのは、31年度までに実施設計を終わりたい、そして、建設を31年度中

に発注したいということですがけれども、大体工期期間としてどのくらい見てあるのか、要するに新市民会館が使える月というのはいつなのか、そこを市民の皆さん非常に興味を持っているんですけれども、前回からすると、規模を縮小されて工期、期間がどのくらい縮まっているのかですね、それによって、何年度、いわゆる32年度の4月から使えるようになるのかどうか、そこら辺ちょっとお尋ね。

○議長（松尾勝利君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

建設の期間ですけれども、およそ2年間ほどかかるんじゃないかというふうに言われております。設計が完了して、設計期間中に恐らく解体をすることになるかとは思いますが、例えば、着工が32年2月ぐらいになったら、それから24カ月後ですので、33年1月（同ページ下段で訂正の確認あり）ぐらいに完成するのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（松尾勝利君）

15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

33年4月から使用できるということで今のところよろしいですかね。34年度ですかね。

○議長（松尾勝利君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

34年4月になります。

○議長（松尾勝利君）

15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

わかりました。34年度から使えるということで、非常に大きな大会、県大会と全国大会を誘致する際に、鹿島でしょうか、武雄にしようかと、非常に困っておられる方もいらっしゃいますので、そこら辺をある程度、先を読んで明示する必要があるということでちょっと質問させていただきました。

それから、2点目の議案説明資料の72ページのナンバー15、新規で立地適正化計画策定事業6,500千円と、それから、16番に新規でJR肥前鹿島駅駅舎改築・駅前広場整備事業5,000千円ということで、11,500千円、いわゆる一般財源のみで計画されておりますけれども、この立地適正化計画策定業務委託料で6,500千円ですけれども、この理由が鹿島駅舎改築・駅前広場整備などの市街地整備をするために立地適正化計画は必要となるということで上げてありますけれども、その前段に、住居機能や商業、公共交通などのさまざまな都市機能の誘

導によって都市全域を見渡したマスタープランの高度化版ということではありますけれども、具体的に都市計画のマスタープランがあるわけですが、その高度版として全体的に見直されるのか、ただ駅舎改築・駅前広場整備をするためにいろんな補助事業を得るために、この立地適正化計画を策定されるのか。この立地適正化計画を策定されているのを県内で見てみますと、隣の嬉野さんとか、小城市、基山町、この3市町がこれまで策定して公表されているんですけども、こういった駅前整備等をやるためにこの適正化計画がのっていれば、こういった補助率でそういった事業ができるのか、わかっておれば、お尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

この2つの事業で、立地適正化計画、そして、鹿島駅の計画ということで関連づけて今回計上いたしております。

鹿島の駅、あるいは駅舎はもう以前から鹿島の中の都市基盤整備で計画をさせていました。今回、立地適正化計画、これが出てきた理由、そして、あと国が——国交省ですけども——定める位置づけについて若干御説明いたしますけれども、立地適正化計画、これにつきましては、少子・高齢化時代、これに対して安心して快適に生活環境を実現する、こういうことを目標として都市全体を見直す、構造を見直して、近年、よく言葉としてお聞きになると思いますが、まちの中心部におけるコンパクトシティ、あるいはそことまち周辺部をつなぐためのネットワークの大きな考え方で持続可能な都市を今後につないでいくというところで国のほうで立地適正化計画、これを推進されています。推進をされているというよりも、毎年、特に近年は佐賀県のほうで立地適正化計画も含めた中での担当者会議がありますけれども、その中でも立地適正化計画の早期策定を県内でも早く進めてくれという強い指導がっております。ちょっとうちとしては、よそを待つよりも、今回、鹿島駅も含めてですけども、まち部の中の全体の都市計画のマスタープラン等含めた計画を入れ込んで全体を計画して、なるべくプラスになるような内容に進めていきたいと思っています。

この鹿島駅舎の改築とか広場の整備、ここにつけてのつながりという面に関しては、これも国が推進する都市再生整備計画事業というのがございます、この中で立地適正化計画を市町村で作成しなさいというふうな内容になっていますもので、これを作成したいということです。これをすれば、メリット面としては補助率がまち部の中のハード面含めて最大10%を補助金として加えましょうというような内容もございますので、今後、鹿島駅の基本計画の着手が32年度を目指していますので、30、31、この2カ年で立地適正化計画を策定して、32年度の設計の中に生かしていきたいということで、この同時のタイミングで今回御提案をさせていただきます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

立地適正化事業ということでちょっと国土交通省のホームページを開いてみたんですけど、県内そういった状況なんですけれども、29年度までにこういった計画を立てたところで全国相当ありますけれども、その中に駅舎、いわゆるまちづくりと一体となった駅の改良とか、あるいはバリアフリー、まあ、バリアフリーは終わっておりますけれども、駅舎に生活支援施設をつくったり、あるいは観光案内所を設置したり、あるいは地域交流拠点施設、こういった施設等の駅空間の高度化、こういった施設をつくることに対して3分の1補助を国土交通省がやっている制度があるんですけれども、そういった制度に取り組みめるのかなと思ってですね。

そこで、駅舎改築と駅前広場整備基本計画策定業務を今年度やるということ、デザイン、整備方針の検討とか、住民のワークショップ、それから、交通業者とのヒアリング、こういったものを作って基本計画策定業務に取り組むということなんですけれども、以前、駅舎改築の計画の出たときには、子育て支援施設、そういったものも駅舎と抱き合わせてつくることによって、あるいは民間のこういった交通関連施設まで取り組む大きな構想があったんですけど、現時点でそういった駅舎の中に観光案内施設等含めたところ、前は駅舎にあったんですけど、今、祐徳バスセンターのほうに移っておるんですけれども、そこまで含めた何か構想があるのかどうかですね。

またあわせて、佐賀銀行等から、鹿島はホテル等が不足しているので、駅前空間にそういったものの一体となったまちづくり提案が出されてあったと思うんですけど、それを我々詳しくまだ聞いておりませんが、そういったもろもろを頭に想定してそういった基本計画を策定されるのかどうか、そこら辺ちょっとお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

まず、この駅舎、駅前の開発については、以前からいろいろ御協議いただいて、議会のほうからも御提案をいただいた経過がございます。今回から具体的に計画や構想を練っていく中で、まず、今回上げている大きな内容としては、そちらのほうにも書いてありますとおり、まず、基礎調査関係をアンケートとか、交通業者さん、先ほどございましたけれども、そういう方々の聞き取り、あるいはデザイン的なものとしての基本的な方針とか、検討の部会とか、ワーク的な内容も当然必要となってくると思います。先ほどございました中で佐賀銀

行さんからの御提案が、駅舎、駅前の開発についてあったということも新聞等で発表にもなっております。

今後ですけれども、やはり市役所のほうでの行政の一方的な計画にならないように、当然、この2カ年の中で住民の方々、あるいは周辺の企業さんとか、商工会議所さんとか、いろいろ以前から構想を練っていらっしゃったようですので、そういう御意見が出てくることは当然想定をしながら、住民の方と行政と一緒にあって、なおかつよそからのお金をなるべく多く入れて、いい形で実現に向けて取り組んでいきたいと現時点では思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

駅舎、あるいは駅前広場だけにとらわれなくて、国道498号線の起点にもなっているし、県道の山浦～肥前鹿島停車場線の起点、あるいは嬉野～肥前鹿島停車場線、こういった県道、国道の起点にもなっておりますので、駅前から現在の旧207号線までの含めたところの一带の空間の利用、そこら辺まで含めたところでいろんな公的な施設ばかりじゃなくて、民間のそういったいろんな機能を誘導するような形での計画が策定できたらいいなという思いでちょっと質問をさせていただきました。そういった幅広い検討をよろしくお願いしたいと思っております。

それでは、最後の3点目の議案説明資料74ページの地域振興費の中で振興事業として14,403千円ほど、コミュニティ助成事業交付金4,500千円、それから、さが未来スイッチ交付金の増8,903千円ということで、今回もさが未来スイッチ交付金の取り組み、いわゆるソフト事業12事業とハード事業12事業、24事業ですね、非常に取り組んでいただいて、中身を見させていただきました。非常にコミュニティー施設の機能の充実といった形で公民館の施設の改修とか備品の取得、そういったものにある程度28年度から取り組んでいただいて、今回も12事業、ハード、ソフト合わせて24事業に取り組んでいただいておりますけれども、28、29年度、鹿島の取り組みが佐賀県下でも非常に飛び抜けて採択されていたんですけれども、今回の24事業についての県内での採択状況がどうなのか。

それと、今回この予算に上げるに当たって、各区長さんあたりに申請を投げかけて上がってきた申請がどのくらいで、採択が漏れた地区があるのかどうか、そこら辺をお願いします。

○議長（松尾勝利君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

さが未来スイッチ交付金事業につきましては、今年度で最終ということで、今まだ継続し

て募集をしております。済みませんが、今、県内の順位といいますか、県内の採択状況というのはちょっとまだ結果が出ていない状況であります。

採択漏れがあるかということでございますが、当然、対象内、対象外というのもございますので、うちのほうで受け付けをした段階で採択できる分については受け付けをして、今のところは採択を受け付けているという状況でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

15番角田一美議員。

○15番（角田一美君）

これも28、29、30、今年度で最後ということで、最後の募集を今やっておられて、それはいつまでの締め切りで、これは9月補正で上がってくるんでしょうか、そこら辺ちょっとお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

暫時休憩します。

午後3時8分 休憩

午後3時9分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

申しわけありません。今月末を申請期限ということで受け付けるように各地区の皆さん方にはお知らせをしているところであります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

15番角田一美議員。

○15番（角田一美君）

今月の末で締め切って、最後ということですので、できるだけ多くの地区がこういった事業に採択できるように御指導をよろしくお願ひしたいと思うんですけども、さが未来スイッチ交付金の採択の条件として、いわゆる人口減少地区に限定されると思うんですけども、こういった公民館の施設改修なり備品の取得について非常にまだまだ要望がある、あるいは地元負担が伴うものですから、7割補助があっても3割地元負担が伴うから、なかなか総会のときに間に合わなかったりということでタイミングを失ってまだまだ取り組まなくちゃならないというところが結構あるんですけども、そういったものに対して今後、市長は選挙公約あたりでそういった公民館の設備、備品については助成していきたいということ

でしたけれども、そういったさが未来スイッチ交付金のほかに、こういったものについて取り組んでいく考えがあるのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

公民館につきましては、私自身は今の制度で完全にベストの状態で運営されているかどうかというのは必ずしも疑問を持っている部分があるんですよ。さりとて、どこをどういじるかということについてはすぐアイデアがあるわけじゃありません。したがって、担当のところには公民館のあり方とか、それから、今のような役割をちゃんと果たしているのかどうかということをしつかりとチェックをしてもらうように頼んであります。

その結果、例えば、備品が足りないとなれば、備品の手当てはすればいいし、少し役割が果たしてもらえないんだったら、そこに何らかのてこ入れをソフトの部分でしないといけないかもしれない。そういうことを頭に置いて公民館に今の現状にはもう少し手直しするところがありますという意味で、あれは整理をされているということでございます。

なお、公民館につきましては、ある意味での二重構造になっていましてね、例えば、旧市町村に1カ所と、各集落にもありますから、そういうことのあり方、そういう意味の中での分担も含めて検討してもらいたいと、そういうふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

地域の各集落体にある公民館の利用実態を見てみますと、非常に地域によって格差があります。非常に地域コミュニティーの機能としてフルに活用しておられるところと、ほとんど月1回の会合に利用されているところ。しかし、使いたくてもやっぱりそういった設備、備品がないから使っていないというところも相当あります。特にこういった高齢者がふえて、そして、高齢者の運動機能とか、いろんな認知症予防、そういった運動を広げていくためには地域の公民館の利用の活性化、これしかないだろうと思っています。中学校区にある地区の公民館ではそこまでは遠過ぎていけないと。実際そこでいろんな運動をやっておられても、そこに行っておられる方は元気な方だけで、本当に必要な方の運動、いろんなサロン、そういったものはやっぱり地域の公民館でないとできないわけですから、ぜひともそこら辺は地域でそういった活動ができるような形で、市役所内部でいろんな連携をとって、そういったやつにもきめ細かな助成制度の配慮をお願いして質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

5番議員の松田です。数点質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、一般会計補正予算書の第1号の資料ですけれども、この中の16ページ、教育費県補助金ということで部活動指導員活用研究事業の補助金ということで計上をされておられます。42ページ、こちらのほうに学校管理費の中で部活動指導員報酬の2人分ということで報酬等の計上がありますけれども、鹿島市内に2つの西部中と東部中がありますが、こちらの部活動でこの指導員の方々の報酬だと思えますけれども、現状、双方の部活でこういう形で外部の方を指導員としてやられている部分というのは部活動としてどのくらいありますか。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

今回補正に上げておりますのは2人分でございます。中学校は東部中学校のほうに2名ということになります。

ただ、昨年度までも両中学校に複数、2名か3名ずつだったと思えますけれども、外部指導の方は来ていらっしゃると思います。ただ、予算的に市のほうから出ていないという状況でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

その中で、これは文科省でもよく新聞等に報道されますけれども、学校の現場においてこの部活動の指導において現場の先生方においては非常に大きな負担になっているということで、外部指導員の導入ということも言われておりますが、鹿島市の教育委員会の中でこの外部指導員についてこれまでどのような検討をされてこられたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

今回の外部指導の件につきましては初めて出てきておりまして、出る前につきましては、先ほど次長のほうも申し上げましたが、指導員の形は一応ありました。それで、今回は正式に外部からつけていいよということで、引率とか監督もしていいよという話が上がりまして、

それが出てからすぐに検討をいたしまして、一応、東部中学校、西部中学校のほうに希望を聞きました。そうしますと、東部中学校から、もし、よろしければ、入れていただきたいという話がありましたので、入れるということにいたしました次第でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

この外部指導員の方々の報酬という形で上がっておりますけれども、そのほか保険であったりとか、この方々の待遇等についてはどのように対応をされておられるのか、お伺いをしたいと思います。先ほど教育長からありましたけれども、引率等もできる、監督等もできるということではありますが、そういう中で、事故等のこともあったり考えるわけですから、そういう意味で、どのような待遇について考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

今回お願いする外部指導員につきましては非常勤の特別職の扱いになりますので、特別な指導員さんということになります。ですから、先ほど教育長申しましたとおり、部活の練習、大会・発表会等への引率ができるようになります。あとは部活動の管理運営、用具の管理等々も普通の先生と同じような形で待遇ができるというふうに考えますので、非常勤特別職の扱いということで身分の保障はされております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

今後の学校運営を考えていくときに、こういう形での外部指導員の方の登用というのは今後進んでいくだろうと思いますが、実際、現場の先生、保護者、また、こういう外部の指導員の方々に入ってもらったときの課題、そしてまた、今後こういう制度の活用を教育委員会として今後どのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

近々、この外部指導員についての講習会といいたしでしょうか、研修会というのが予定されておまして、ちょっとそれを見ないと、具体的に詳しいことは実はわからない状況にあるんです。ただ、これまでの経過を考えますと、やっぱり指導員の方も勤務をする方ですので、い

いわゆる週の労働時間というのが限られております。それは確実に守らなくてはならないというふうになっております。例えば、もう既に週に30時間程度の勤務をなさっている方でしたら、もう残りが10時間程度しかできないとか、いわゆる制限がどうしても課されるわけなんですね。しかも、1日に大体これくらいの時間の指導までですよというふうなことがございますので、なかなか指導をしていただける方を見つけることが難しいという状況がございます。やはり元気でばりばりの方がなかなかいらっしゃらない、当然ほかの仕事をなさっている方もいらっしゃいますので、そういった具体的に人員を探すことが難しいという状況。

それから、やはり教育現場で指導をしていただくわけですから、生徒指導とか、人間の子どもの理解あたりについても、ある程度力量を持った方が必要だということで、今現在ではたまたまいらっしゃったということをお願いをしているわけなんですけれども、今後そういう方がたくさんいらっしゃるかどうかということにつきましては、まさに人材発掘が必要じゃないかなというふうに思っているところで、そういった面が課題かなというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

教育長がおっしゃるように、その人材発掘というのが一つの課題であると思っておりますけれども、実際地元の中学校においては、部活動は非常に盛んでありますけれども、やはり同時に、盛んということは先生方への負担というのが大きくなっているということでもあると思っております。ですから、こういう形での外部指導員の登用とか、こういうものについては、私は早急に教育委員会の中で再度待遇、人材確保を含めて検討をさらにしていただければと思います。

もう一点ですけれども、議案説明資料の73ページですが、これも教育総務課のほうになります。20番と22番ですけれども、それぞれ新教育情報システムの設定業務委託料ということで計上をされておりますが、これは具体的にどういう事業になるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

SEI-Netと申しますのは佐賀県が利用している教育のシステムなんですけれども、以前、情報の入り込みですかね、そこら辺関係で一時期セキュリティの関係で危ういということで接続はちょっとしておりませんでしたけれども、今回、接続関係、ある程度セキュリティも整ってきていると。なおかつ、いろんな学校で使う校務システム、通信簿であるとかいろんなことがその中でできるようになるだろうということも言われておりますので、今回、

接続の準備をするという状況でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

このようなシステムを導入するときに、現場の先生方、現場に対してのフォローというのは大体どのような形で教育委員会としてやられているのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えをします。

県のシステムの改修に当たりますと、県の担当課が実際学校の現場とかに出向いていかれて、いろいろな要望等聞かれて、その改修に意見が反映できているものと考えております。

ただ、教育委員会の中にその専門的な知識を持った者がいないのが現状でございますので、そこら辺につきましては県のサポートデスクあたりが多分活用できるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

最後の質問にしたいと思いますが、先ほどの新教育情報システムの設定の委託料というのと、もう一つは電子黒板の更新という形で載っておりますが、実際このような形で電子黒板であるとか、今、学校の現場に行きますと、私たちの時代とは全く違ったような形の授業風景になっておりますけれども、実際こういう活用の面で先生方、また、どのくらい電子黒板等活用をされていると把握をされているのか。また、ほかの分野においてもいろいろな導入をされておると思いますが、教育委員会として、これらの活用、また、これらを活用したことによって、どのような効果があったのか、そういう検証は毎年されているのでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

ちょっと手元に資料もないんですけれども、電子黒板を使った授業の利用率というのは多分6割か7割ぐらい授業で使われているという状況を把握しております。

実際の目に見える効果というのはまだ、例えば、学力上に反映できているとか、そういうのはありませんけれども、議員も見られてわかるとおり、視覚的には頭に入ってきますので、そこら辺の理解力は進むのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

最後ですけれども、このような電子黒板等を活用して学力向上だけというわけではないんですけれども、これに対応できるような先生方のフォロー、また、これらの機材を使って子供たちがどのようにこの授業を受けられているのかとか、また、こういうことを進めていく上での課題等を、やはり多くの予算を投じてやっているわけでありますから、毎年検証をされて、課題等は着実に次年度には克服をしていくような取り組みをやっていただきたいと思いますが、もし、見解があれば、お願いします。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

議員おっしゃるとおり、多額の金を使って設置をしておりますので、そこら辺はしっかりと検証をしていきたいと思っております。

ちょうど先日、昨日だったんですけれども、小学校のほうに学校訪問という機会がありまして、その場でもやはりかなりの率で電子黒板を使っていたいておりました。その黒板を見ながら子供たちも自分自身が説明をするような場面もありました。特に私が一番感心したのが、小学2年生だったんじゃないかなと思いますけれども、子供たちがパソコンのマウスを実際に操作をして画面の表示をしてくれていた場面もあります。また、その電子黒板で表示をして、その脇に子供たちが発表をしているというような場面も見ることができました。

そういった面では、以前と比べると、電子黒板の使い方に関わり子供たちもなれてきたなというのを強く感じております。ということは、先生方自身もかなり手腕が、技量が上がっていらっしゃるということの意味が十分見てとれるんじゃないかなというふうに思っております。

そういった面で、実際に現場に行く機会もありますので、実際に使っている様子を見ながら検証を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

4番議員の中村和典でございます。説明資料の72ページに今回新規で農林漁業者応援プロ

プロジェクト事業ということで計上いただいておりますが、これについて二、三点お伺いをしたいと思います。

現下の非常に厳しい情勢下の中で、農業者、あるいは漁業者の後継者、しかも、親元就農を支援したいということで今回この事業が創設されたわけですが、非常に私もこの成果を期待いたしております。

それで、今までもいろんな後継者に対する育成事業というのは行政として取り組まれた経過等もあるかと思いますが、ある時期では非常に効果が顕著に出て、それなりの成果があったということで評価もされとったわけですが、最近は、国、県のいろんな制度事業を見ておりましても、新規就農者に対する制度の優遇があつて、なかなかこういった既存の農業者、あるいは漁業者に対する親の跡取り、そういった支援というのが薄れとったわけですが、今回この事業を見て、まず、私が感じたことは、こういった親元就農支援ということで、それぞれの担い手を育成するためにはかなりの養成期間を要するというをまず頭に描いておかなければならないと思っております。

具体的に申し上げますと、経営主さんがぼちぼちあと5年後、あるいは6年後、経営を移譲したいとか、現役を引退したいとか、いろんな世帯ごとに、あるいは経営の状態によって、それぞれの考えが生じてくると思います。それで、息子が中学校を卒業すれば、そういう専門の高校に進んでいただいて、その後、就農への道を開いていただくと、そういったものが通常でございますが、最近は高校を卒業した後に、専門の大学校とか、講習所、あるいは専門的な篤農家、あるいはそういった法人、そういったものに研修を経た後に就業するという人がふえているようでございます。

それで、今回、鹿島市で設定をされております緊急応援プロジェクト事業のこの事業そのものを、まず、実施の期間をどれくらいのスパンで考えておられるのか、まず、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

今回提案をいたしております農林漁業者応援プロジェクト事業についての御質問でございます。

確かに養成期間ということで、急には農業のほうもなかなか就農をしづらいということもありまして、法人等の研修、あるいはそのほかに農業大学校とか、そういった学校に行った後に就業するというパターンもあります。

この実施のパターンということですが、これはIターンであるとか、Uターン、あるいはJターンということで、よそからもIターンで来ていただく、あるいは一旦そういった研修所、農業法人に就職をしたけれども、また帰っていただくということで、そういった

ことも視野に入れておりますので、実施のスパンということであれば、これは3年間の最大1,500千円を視野に入れておりますので、3年間の間に就業をしていただければと、もうすぐ就業していただくんですけども、3年間の間に技能を習得していただければということ考えている期間が3年間ということになっております。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

今、農林課長に答弁いただいたわけですが、私がちょっと聞きたかったのは、今回新しく創設された事業を今後何年間ぐらいのめどで実施をされていくのか、そこら辺についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

大変失礼しました。予算の措置の期間ということであれば、やはりこれは今後、実施計画に乗せまして3年間のスパンで更新をしていくということで、現在のところ、担当課といたしましては数年でやめるということでは考えていないということでもよろしく願いをいたします。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

前段で私が申し上げましたように、担い手の育成というのは、経営者、お父さん、お母さん、家族、結構準備の期間といいますか、養成にかかわる期間というのが1年か2年ではできないんですね。そういった意味からして、この事業の長期的な継続を私はずいぶんお願いしたいなという要望でございます。

それでは、2点目の質問をいたしたいと思いますが、この事業を今回新たに起こされたわけですが、いろんな議論を踏まえてこの事業ができ上がったんじゃないかなと思うんですが、最終的に鹿島市として1年間に何人の担い手をこの事業によって育成をされようと思っているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

今回、就業奨励の支援として考えているのが農業者及び漁業者でもございます。

そこで、農業者に関しましては既存の事業を含んで年間10人を目標といたしているところでございます。また、漁業者に関しましては3名の方が就業していただくようにということ

で目標を掲げているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

4 番中村和典議員。

○4 番（中村和典君）

今、御答弁いただきましたように、ぜひ目標設定値に達成できますように御尽力をお願いしたいと思います。

それでは、ちょっと最後にお尋ねをしたいと思いますが、こういった鹿島市の行政の制度の事業の中で鹿島市農林漁業研修資金の助成制度と申しますか、助成事業がずっと以前からあったと思いますが、漁業の後継者、あるいは農業の後継者がそういう専門の学校に行く場合に、以前は年間わずか20千円か30千円の助成金だったと思いますが、その事業があること自体を農林課長として承知されているのかどうか、まず、その点について確認をいたしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

市の単独事業でこれまでも農業支援に関しましては研修施設に行く場合の出張旅費だとか、あるいは水産の研修施設がございますけれども、今回これに1名の方が入校いたしておりますので、その入校の奨励金を30千円支給するようにいたしておるところでございます。

○議長（松尾勝利君）

4 番中村和典議員。

○4 番（中村和典君）

それでは、最後にちょっと御要望を申し上げて終わりたいと思いますが、今、課長も言われましたように、もうかなり古くから鹿島市にはこういうふうな制度事業を設定して後継者の育成に尽力をするということで頑張ってきた経過がございます。それで、今、県の県民だよりとかを見ておきますと、やっぱり農業大学校とか、県の水産高等講習所、そういったところの募集とあわせてそういう後押しの助成制度についても広報があるわけでございますが、近年の鹿島市を見ておきますと、そういった案内すら載っていないというふうな状況でございますので、今、先ほど申し上げますように、鹿島市にこういった農林漁業の研修資金の助成制度すら知っていない方が多分相当数おられるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ今回のプロジェクト事業とあわせて、再度この拡充についてPRをお願いしたいと思います。その点についてどうお考えでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

それでは、これまでも事業を行っていたという一つの例でございますけれども、現在も鹿島市意欲ある新規就農定着支援事業ということで市の単独事業を他市に先駆けてやっております。現在もこれは並行して国の人材投資資金、そして、今回の応援プロジェクトの親元就農に特化した事業、この三つどもえで鹿島市は後継者対策を充実させたいと考えておるところでございます。

なお、PRにつきましては、これまでもホームページや市報等で広報をいたしておりますが、議員御指摘のもう一つ進んだPRというものをこれもやはり今後IターンとかUターンとかというところで、現在も農業フェア等の参加をしてPRに努めておりますけれども、さらに推進していきたいと考える次第でございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

7番議員の稲富です。何点か質問をさせていただきたいと思います。

先ほども質問がございましたけれども、議案説明資料の71ページのナンバー3ですね、市民会館建設事業費であります。

今回から正式な数字が出てきて、基本設計、実施設計を行っていくということでありますけれども、この6月議会で予算が上がっております。これからだと思いますけれども、設計をしていただく会社等々はある程度決まっているのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

お答えします。

設計会社につきましては今後設計候補者のプロポーザルを行いまして、技術提案等をしていただいた上で候補者を絞っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

こういった市民会館の事業というのはなかなか県内とかいろんなところで事業があるわけじゃないので、今後プロポーザルで決めていくということでありますので、市内はもとより、県内の方でぜひベンチャーでも組んでしていただいて実績をぜひ県内の方、市内の方につけていただきたいと思いますので、その点考慮をお願いしたいと思います。

次の質問に行きますけれども、予算書（第1号）の35ページです。道路橋りょう総務費であります。金額は少ない金額でありますけれども、ちょっと確認というか、質問したいと思

います。

まず、有明海沿岸道路・佐賀県南西自動車道建設促進期成会看板改修工事の件です。650千円であります。私は文教委員でありまして、総務委員会の資料は前もっていただいております、その中に解散時による返還金充当による看板の改修工事ということで掲げてあります、その件について内容をお聞きしたいんですけれども、一応解散をしてからの看板設置ということになりますけれども、その辺どういう思いでこういう看板をつけられるのか、そして、まだ有明海沿岸道路は続いている中であって一応解散という形になっておりますけれども、その点詳しく説明をいただきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

御質問にお答えいたします。

予算書の35ページでございます有明海沿岸道路・佐賀県南西自動車道建設促進期成会看板改修工事という名称になっております。この内容につきましては、期成会が平成の初めぐらから設立されて、そして、有明海沿岸道路、そして、498号、南西自動車道ということで鹿島～嬉野方面の蛸橋方面から山を突っ切って高速のほうにタッチするような計画があったんですけれども、そちらのほうの実現が難しいという方向がこの期成会、構成としては鹿島、嬉野、そして、白石、太良で構成をしていたんですけれども、実際協議を行いました。各市町のほうに首長さん、あるいは議会のほうにも御相談をしたりして、今後どうやっていくかということで10年ちょっと停滞していたところがあって、結論から言いますと、昨年度ですけれども、発展的な解散ということで期成会をもう解散をいたしました。

発展的というのは、有明海沿岸道路は実際もう佐賀県の建設期成会というのが一つあって、そしてもう一つは、鹿島のほうから諫早に向けての西部地区の期成会というのがあって、そちらのほうが実際もう現在も強く要望等を国県に対して行っておりまして、活動も行っております。498号のほうの路線についても期成会のほうが、鹿島、嬉野、武雄、伊万里のほうで実際動いておりまして、それについての活動も行っております。それで、今回の解散に伴って、一応積み立てのほうがありまして、それが大体まちの負担割合によって返還をして、そして、その部分はまだ各市町で自由に使うということで決定を受けておったところです。

鹿島については今この看板の場所は、リクシルの横に石木津橋内の中に、県営住宅側ですけれども、看板が10メートルの2メートルぐらいのやつが20年ぐらい前に有明海沿岸道路と南西自動車道ということで今でもありますけれども、やっぱり盤面が傷んで醜かったりしています。ほかのまちにもありますけれども、撤去したり、ほかの内容に変えたりということで、鹿島市は有明海沿岸道路を今後も、特に鹿島から諫早方面、現在進んでおります福富から鹿島方面、こういうのを図とか写真、そして、わかりやすいような文言で、そこを通る

方々にもう一回再周知を図って、今後の期成会、発展的に解散しましたが、現在ある有明海沿岸道路の期成会、あるいは498号、武雄の高速のほうに向かう道も同時に表現できるように看板をつくり直していきたいということでこの返還金をもととして、1,000千円ちょっとあったんですけれども、そのうちの650千円を充当させていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

わかりました。鹿島から諫早間はまだまだ本当決まっていない状態でもありますので、ぜひ期成会があったときにはそういった声ももっと強く発信してもらいたいし、再度また市報とかにも看板ができた際には載せていただいて、市民の方も日ごろからもっと思われるように、そういった形で取り組んでいただきたいと思っております。

そしてもう一点、その下の部分です。国道498号線若木バイパス開通式の経費の負担ですね。その分、若木バイパスの開通に伴っての負担ということで250千円ということでありませけれども、この内訳を教えてくださいと思います。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

この予算の中で498号の期成会の負担金ということで250千円計上させていただいています。これは先ほどおっしゃったとおり、498号で武雄から伊万里のほうに、今、工事が進んでおりますけれども、10キロ程度と思うんですけれども、その中の若木にバイパスができております。それが今年度の秋ぐらいに開通するというので開通式に伴う負担金として計上しております。

内容的に開通式の費用で大きく経費として、今、案として出されているのが、アトラクションを郷土芸能とか子供さんたちの出し物等に出していただくための謝礼、そして、出席者が今のところ300人ぐらい御来賓等と呼ばれるということで、その来ていただいた方への記念品、そして、シャトルバスを一応出されるようですので、そのシャトルバスの大型バスですけれども、そのバス代、大きくはそういう項目で合計が今の案で1,000千円です。先ほどちょっと申しましたけれども、498号の期成会の構成が4市でなされています。鹿島、嬉野、武雄、伊万里、今、申しました1,000千円を均等割で4で割りまして250千円ずつの負担ということで、今回、秋口の開通式に向けての予算計上を6月でお願いしたところで。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

そしたら、次の質問に入ります。ふるさと納税の件についてであります。

議案説明資料の71ページですね。5番ふるさと納税の推進事業ということで、これは充当という形で新規とかではありませんけれども、だんだんだんだん寄附額もふえて本当にありがたいと思っております、それに伴って、今回、特に市長がかわられて新規の事業等々にもこのふるさと納税基金からの繰り入れがされているわけでありまして。ふるさと納税基金からも今回は36,000千円ということで取り崩しがあつておりまして、項目も1番から8番、産業の振興にかかわる事業にとか、そういった形から市長にお任せという形までである中で予算を取り崩して使われております。

今回の補正には130,000千円ということで事業費が上げられておりまして、その中にはもちろん積立金もあつて、先ほども少し出ておりましたけれども、印刷製本費だとか通信運搬費だとか、そういった経費も上げられております。非常にこの基金は大事な基金であつて、もっとふえていただきたいという気持ちがある中であります。

先ほども、サイトのシステムを少しふやしていきたいとかという答弁があつたと思います。それに経費が使われているということがあつて、それが大きい経費の金額だと思いますけれども、今、実際、サイトシステム、どこどこを契約されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

ポータルサイトですね。今、ふるさとチョイスと、今年度から楽天ということで開始をいたしておりますので、今2つポータルサイトを活用いたしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

2つですね。ふるさとチョイスと、楽天が今年度からということで。そうなりますと、この総務建設の委員会資料に詳しく書いてありますけれども、サイトシステムとクレジット決済システムの使用料に9,570千円という形でありますけれども、そのポータルサイト使用料等どれくらいかかるものなのか、教えていただきたいと思つております。

○議長（松尾勝利君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

今回補正予算でお願いをいたしております130,000千円のうち、先ほど申しましたふるさとチョイスが7,320千円、楽天の使用料が7,860千円ということで計上いたしております。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

年間の使用料という形でいいんですよね。年間の使用料がふるさとチョイスで7,000千円もかかるんですね。楽天を今後使用料をお願いするとなれば、また同額の金額がかかるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

今回補正でお願いをいたしております130,000千円に対しての委託料、ふるさとチョイスの委託料が7,320千円と楽天のシステム使用料ということで7,860千円ということで計上をいたしております。

以上です。

追加して申し上げますと、この使用料、委託料につきましては、そこを通して申し込まれた額に応じての委託料なり使用料なりということになりますので、寄附額のうちの何%というような設定をされておりますので、寄附額が大きくなれば大きくなるほどその委託料、使用料については大きくなるということになっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

理解できました。済みません。私の頭の中には5%とか何%とかという、それぐらいの感覚でいましたので、確かにそうですよね、寄附額が大きくなれば、掛ける何%でそれぐらいの金額になるということでありませう。

このふるさと納税をどうにかふやしたいという思いがあったり、ふるさと納税を通じて鹿島市をもっとわかっていたらいいなというのももちろんありますし、今までもこのふるさと納税に対しては議論がありましたけれども、金額を設定してどうにかするということじゃなくて、とにかく頑張っていくという答弁だったと思いますけれども、でも、現実としてはや

はり多く鹿島市に寄附をしていただきたい、そういう思いで私もいますので、そうなれば、商品をふやしていかなくちゃいけない、鹿島でできた産物、鹿島で加工された分とか、旅行といえますか、体験型を鹿島でしていただきたいというのをふやしていかなくちゃいけないし、サイトももっともっとふやしていかなくちゃいけないと思います。

私が調べた中でありますけれども、前も言いましたけれども、さとふるとか、ふるなびとか、ふるぽ、ANA、JTB、ふるさとプレミアム、いろいろサイトがあります。これは早急にふやしていかないといけないと思いますし、地元の方の産品等々がもっともっと返礼品で使われれば、地元も潤うという部分もあると思いますので、今年度は楽天ということでありまして、その辺もう少しふやしていく思いでおられるのか、お聞きしたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

申し込みのサイトにつきましては、まず、今年度楽天を1つふやしているということで、かなりの期待を持って1つふやしていくということになります。まずは、そこをやらせていただいて、どういった形になるのかということやらせていただきたいということで今回予算の計上をいたしているところでございます。

先ほど専決処分の補正予算ということで御紹介申し上げましたけれども、平成29年度の実績が1万2,973件の納税で、額にして264,953千円、前年度からいたしますと、件数が6,097件が1万2,973件、額が103,031千円から264,953千円ということになっております。かなりの伸びがっております。御紹介をさせていただきますと、平成29年度の4月が9,300千円程度が今年度の4月が19,000千円と倍増しております。5月も11,900千円が26,000千円ということで倍増しておりますので、こういったものが続けばと思っております。

返礼品の数につきましても、今、担当と総務部の理事が一生懸命になってやっておりますので、返礼品、地元産品をふやしていきながらということやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

納塚総務部理事。

○総務部理事（納塚眞琴君）

関連して申し上げますけど、今、ふるさと納税の生産者の方たくさん、例えば、ミカンであれば、鹿島であれば、温室ミカンとかありますけれども、そういう果物も幾つも追加で出して、追加品目の契約決裁を、今、盛んに企画課のほうでとっております。

ふるさと納税についてはこういう生産物、果物とか、そういったものに何も限らなくていいわけですよ。とにかく鹿島産であればいいわけでございまして、今度の26日に商工会議所の総会がございます。そこに私も出かけまして、何もそういう果物等云々だけじゃなくて、いわゆる鹿島はものづくりということを伝えていきますので、当然、商工会議所の森会頭のほうにも伝えていきますし、総会の代表幹事が全部出てきますので、その先にもたくさんのいい工場ございますので、どんどん出してくださいと。要は品ぞろえが一番大事なんですね。選ぶのは我々があなたはだめです、あなたは出してください、そういう立場じゃないです。鹿島のものであればいいわけですから、それを選択するのは納税者の方々でございますので、まずは、品ぞろえをするということが非常に大事でございますので、これにつきましては総会でも皆さんに伝えますし、そして、約700の商工会議所の会員の方にも文書で通知をするようにもしております。

そういった全ての生産者、あるいはものづくりの企業の方々にもそういう協力をいただくという形をとっております。

一つ、ふるさと納税、先ほども市長のほうも行儀が悪いところがあるとか、そういう話ありましたけれども、どうも数字がひとり歩きしている嫌いがございまして、そもそもふるさと納税制度そのものは、ふるさとや地方公共団体のさまざまな取り組みを応援する気持ちを形にする仕組みと、それで、平成20年度の税制改正によって創設されたものでございます。ふるさと納税を通じて寄せられた資金は子育てや教育、まちづくりなどに活用と、地域の活性化に資すると、災害時における被災地の支援にもなっているということです。これ税制上の特別措置なんですけれども、それとは別に、返礼品については地方公共団体が独自でやっているわけですね。別にしなくてもいいわけですね。けども、そういうありがたさを形にするということで、これは地方公共団体に任せているわけですね。それが一つの返礼品という形になっています。

このふるさと納税の趣旨というのは、当然そういう大きな目的がございますので、まず、これがきちんとルールがございまして、やはり3割以下とか、換金性が高いのはだめだとか、例えば、プリペイドとか、商品券とか、電子マネーとか、あるいは電気関係、電子機器、家具、貴金属、こういったのはだめだというルールがございます。これをきちんと守っていけば、誰も困る人はいないんですね。生産者も助かる、納税を受けた地方公共団体も助かる、そして、納税者も助かる。全てウイン・ウインの形なわけですね。しかしながら、この物すごく本当にいい制度なのが、中にはお行儀の悪いところがあるということで、先般、県のほうに私も呼び出しを食らいまして、いろいろヒアリングを受けました。鹿島は全く問題はございませぬ。3割以下に抑えて、きちんと鹿島市内の産物を提供しているわけで全然問題はないということでございます。

今、野田大臣もそうですが、これも社会問題になってきておりまして、いろんなところで

議論されて、行儀の悪いところが非常に多いというところで、先ほど申し上げたように、県のほうからもヒアリングを受ける、これが改正がなされなければ、県の話によれば、首長は本省のほうに呼ばれるだろうと、あるいはホームページのほうにそういう団体を掲載するというところまで行き着く可能性も非常に高いというところを我々も受けてきました。

先般、私も担当者と県のほうにヒアリングを受けた際にも、少なくとも同じ土俵にしていただきたいと、そういうことで3割以下できちんとやっているところもあれば、そうではないところも現実的にあっているから批判を受けているんであって、せめてこのふるさと納税の趣旨というのは冒頭申し上げたようなことをございます。きちんと同じ土俵でやっていただかないと、鹿島でいえば多くのところは関東地方のほうからいただいているものですから、本当に関東のほうに怒り出して、こういうのはやめてしまえということになったら大変なことになります。そういう意味でも、鹿島においてはもちろん生産者もどんどん追加してきてもらっていますし、商工会議所を通じて会員の代表にも追加で出してくださいということもやっていますし、そして、この3割以下を遵守しつつ、少しずつですね、これが一気にじゃなくて、ことし260,000千円が来年度はこれが4億円、5億円、再来年には10億円、こういったことに徐々になっていって、いいお酒もありますし、いい農産物もございますので、そういう方向で臨んで、努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

私も理解できます。ちゃんと返礼品を守って3割とかというのは大事なことだと思います。その中でどうやってふやしていくとか、理解してもらえるか、納税してもらえるかという方をふやしていくというのは非常に大事だと思っております。

そういった中で、やっぱり生産者とか行政とかいろんな方が助かる、先ほど納塚理事言われたように、それはもうそうです。そのとおりでありますので、そこで、行政は何をしなくちゃいけないかならば、今のところはもちろん産業支援課はいろんな産物を農家の方と開発して、ふるさと納税にも納めたり、個人販売されたり、多分されていると思います。そういった中で、やはり受け皿をつくらないと、それも生きていけないので、今のところはポータルサイトに登録をしなくちゃいけないと私は思うんですよね。もちろんちょこちょこちょこしていきるのは、それはいいと思いますけれども、今これだけ私が調べただけでも10個ぐらいありますので、そこはぜひサイトをふやさないと、例えば、生産者も助かるのも少ないと思いますし、もっと鹿島を見ていただくためには、やっぱり今のサイトしかないので、今年度1つと言わずに、どうしてできないのか、私はできると思うんですけれども、どうして今回は、今年度は1つなのか、その理由をお聞かせください。

○議長（松尾勝利君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

今年度1つふやすということに決めているということではありません。様子を見ながら、効率といたしますか、今、私どもの中で選んだのが楽天が一番効果的ではないかということ、今年度最初に楽天を選ばせていただいたということで、今後またふえる見込みがあるというサイトがあれば、そこは取り組みをしていきたいと、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

それはぜひお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ここで10分程度休憩します。4時30分から再開します。

午後4時18分 休憩

午後4時29分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

時間が大分押しております。質問も答弁も簡潔にお願いします。

質問ありませんか。8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

8番議員勝屋でございます。よろしく申し上げます。

補正予算書の30ページ、エコツーリズム啓発事業で、環境保全費のほうで11月にマラソン大会をやるということで、おもしろい企画だなと思って聞いておりました。これは何か今もう少し詳しくわかっておれば、誰を呼ぶとかなんとかいうのがあるのか。または一過性のものなのか、定期開催をするのか、その辺はどういうことなんでしょうか、詳しいところを教えてください。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えしたいと思います。

まず目的ですけれども、エコツーリズムの専門家の助言をいただきまして、ラムサール登録湿地の肥前鹿島干潟を活用しまして、野鳥観察だけではなく、市民の健康づくりの憩いの

場としても活用していくためにウォーキング、ジョギングコースを整備していくものでございます。

中身につきましては、コースの案内、距離表示などの看板類の整備、それとあとコースの設定をPRするためのパンフレットの作成、それと、あと危険というかカーブ箇所が、見通しが悪い箇所が3カ所ほどありますので、安全対策のために誘導ラインやカーブミラーの設置を行うものでございます。

今回、11月11日にリレーマラソン大会の開催を予定しておりますけれども、引き続き毎年できればなと思っています。利用につきましては、年中使用できるような形で考えておるところでございます。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

ぜひとも寒いときは祐徳ロードレースで、冬に入る前にこれがあるみたいな感じで、陸上のほうでスポーツ合宿もあっておりますので、陸上のまち鹿島みたいな感じで売れると思いますので、ぜひとも毎年できればと思います。よろしければゲストなんかも招待していただいて、大々的にPRしていただければと思います。

では、今、陸上のことを言いましたので、スポーツ合宿の件につきまして、先ほど松尾議員のほうからスポーツ合宿反対の方が多ということをおっしゃっていましたが、私も実際、そういうお声を聞く機会がございます。しかしながら、やっぱり子供たちが一流の指導陣からレクチャーを受けている、指導を受けているところの目の輝きとか、そういう態度とかを見ていますと、これはお金で買えないなというようなところがありまして、そういうところをしっかりと私は市民の皆さんには伝えているところでございます。

今度、予算書のほうにいろいろ高速道路の使用料とかなんとかを上げていらっしゃいますけれども、これって、他の市町もスポーツ合宿等をやられていますよね、陸上に限らず何かやられていますけれども、そういったところで、他の市町の状況というのは、そういうことを調べられたことはありますか。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

他の市町のほうのスポーツ合宿の取り組みの状況ということでお尋ねだと思います。ちょっと今手持ちのほうに資料はございませんが、1つは県が国際スポーツの誘致ということで、オリンピックに向けて外国のスポーツ競技の団体のほうのキャンプ地ということで誘致をしていくということで、そういった協議会を立ち上げられております。その動きの中で、嬉野市とか幾らかの市のほうが同じ動きの中で一緒に協議会ということで、フィジーのラグ

ビーだったり、外国の女子のソフトボールだったりとか、そういったところの誘致という取り組みは進めておられます。

佐賀市については、鹿島市と同じような制度の中で、もう一つレベルの高いプロのスポーツだったか、そういったところの誘致というの取り組みをされているということで聞いております。

それから、基山町ですかね、今回、合宿所を整備されたということで、そういった中で今後誘致を進めていくということの取り組みをされているような状況があると思います。ちょっと今書類がございませんので、正式なところがお答えできませんが、そういった状況があると思います。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

他の市町の行政のほうの経済効果とか、そういったところまでしっかりわかるような資料はございますか。あったらそれを幾つか見たいんですけど、鹿島市と比較してどうなのか、そのあたりは準備できますか。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

今、私どものほうでそういった資料のほうは取り寄せをしておりませんので、問い合わせ等をした中で、どれくらいそこら辺が提供していただけるか、ちょっと確認をしてみたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

じゃ、予算書の37ページでございます。都市計画総務費で、今回、鹿島駅のほうに温便座を設置されるということで、以前私、温水シャワートイレを設置できないかということをお願いしたと思うんですね。鹿島駅に限らず、鹿島市の公衆トイレにそういうのをできないかということをお願いしたんですけど、中途半端に温便座じゃなくて、私の頭みたいにすばっと思いついて温水シャワー便座をつくることはできませんかね。そういう話にはなりませんでしたか、いかがですか。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

この予算の中で、鹿島駅のトイレについて、以前より議会のほうでも冬場とかは特に冷たいということで、温便座あたりをとという希望があるということで、市民の方々もそういう声があるということをお聞きしていただきましたので、年次計画をもって今回、予算計上をいたしております。

ただ、ウォシュレットは衛生的な面とか、そこら辺を踏まえて、今回は男性用、女性用、詳細を言いますと、男性用に1つ、女性用に2つ、合計3つの温便座の設置ということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

じゃ、話し合いの中では温水シャワーは出てもこなかったということなんですね。ぜひともほかのところは温水シャワーにさせていただきたいと思います。わかりました。

そしたら、41ページです。学校管理費のほうで今回、小学校のほうに電子黒板2台を更新するということなんですから、経年劣化で使えなくなったのか、その辺はどんな感じなんですかね。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

現在使われなくなったのではなくて、導入して五、六年たちますので、そこら辺で随時更新していきたいという考えの2台更新でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

五、六年で使えなくなるものではないですよ。じゃ、最初、ちょこちょここと入って、途中でどんと入ってきたですよ。じゃ、そのときはまた五、六年でずっと交換していくということなんですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

基本的には随時古いやつから更新していくというふうになっていきます。あとは特別に途

中でふぐあいが発生したものは順番が変わるかもわかりませんが、基本的には古いやつから更新していくということになります。

ただ、パソコンのOSの関係がどうなるのかというのが判断材料になろうかと思います。以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

何かもったいないなというような気もしないでもないですよ。ソフトを使えなくなるとか、そういう理由で新しいのに変えないといけないとなったらともかく、使えるのは使ってほしいなと思いますよね。高額ですからね、これはね。その辺を考慮していただければと思います。

では、43ページでございます。生涯学習推進費のほうで、これは常任委員会のときにちょっとお話ししたんですけど、エイブルのほうで2階のほうに自動販売機もない、水飲みのところも壊れているというところで、その辺の修理はどうですかというふうな話をしたんですけど、この前、ちょっとエイブルのときにお話を聞いていましたら、自動販売機が設置していただけるというようなことを聞いております。トイレの前にある冷水機が余り使用されていないので、不衛生だから修理はしませんということだったんです。じゃ、お金を持っていない人はどうするのと私は思っちゃったんですよ。トイレの水を飲むのか、1階までわざわざおりていくのか。お年寄りに1階までおりてくださいと私は言いたくないですね。使用頻度が少ないから不衛生だということだったので、掃除を委託している作業員さんに作業に行くたびに水をしばらく出していただくというような、そういう方法もあると思うんですよ。ぜひともあそこを修理していただきたいと私は思うんですけど、いかがですか。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

エイブルの2階のホールの方の楽屋の方に行くところにある冷水機ですね、こちらのほうについてのお尋ねです。

この冷水機のほうで昨年故障しているということで、今、使用のほうを停止しておりますが、言いましたように、この冷水機の仕組みというのが、冷水機の中にタンクがございまして、そこに10リットルか、それくらいの水をため込んで、それ全体を冷やして、飲むときにボタンを押せば冷えた水が出てくる、これを飲んでいただくというような仕組みになっておりますが、言われたように、使用頻度が少なければ、タンクの中の水の状態が悪くなったりとかするということで、標準の管理でいけば、毎日使用前に10リットルずつくらい水を出してから、それをずっと毎日使っていくというような形になっております。今故障してお

りまして、それを修理したところでそういった形も可能なんですけれども、今言いましたように、あそこが毎日会館を使用する状態でないので、それを毎日同じような形で管理をしていくとなれば手間と、当然電気代とか、そういった水の毎日入れかえというところも含めて結構な手間とコストがかかってくるということで、そういったところを含めて、今回、2階のほうにそういった喉が渴いたときに対応ができるようにということで、災害対応の自動販売機の設置のほうを検討しているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

自販機の設置をしていただくのは非常にありがたいと思うんですよね、災害時対応のやつだと聞いていました。そういうのを選定していただいてよかったなと思いますけど、実際、あそこを利用するときに私自身もよく飲んでいたんですよ。あれっと思って、ずっと故障しているなというのがあって、そういう話をほかからも聞いたので、話をしておるんですよ。そしたら、実際、あそこが閉館しているときはお掃除はやっていないということなんです。しかし、お掃除をやっていらっしゃる方はほかのトイレを掃除しに来られますよね。そういうところに依頼すれば、そんなに難しい話じゃないと思うんです、水が循環する、しないというのはですね。これって、修理するのもお金かかるし、使用頻度が少ないからということでもったいないというところもあるかしらんけど、やっぱり使っていられる方は使っていっちゃったので、どうなのかなというのがあるんですけどね。いま一度これを検討していただけますか。いかがですか。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

先ほど言いましたように、当然掃除はされておりますが、管理をしていくとなると、使わない日も使う日も同じように電気が入って冷やした状態を、年中、一日中休みなく電気を使う状態で、使う前に使わなかったときは水の中にあるのを一回出し切るような形で管理をしていくのが標準の管理の仕方ということで、使わない日も同じように毎日その中の水を全部出し切るような形の管理が望ましいということです。そういったところを踏まえて、実際の使用頻度とかを考えたところで、今回もう修理をしないで撤去ということを考えております。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

使わなかったら一度水を10リットル出さにかいかん。それを今までやっていなかったから、早く故障したんじゃないの、そういうことじゃないんですか。閉館しているときにそういう

ことをやっていたか。やっていなかったから故障したんじゃないかなとか、そういうシリカ系の水あかというか、そういうのが詰まって壊れるとか、そういうことを今ふと思ったんですよね。今までそういうことをやっていなかったということですよ。やっていたんですか。

○議長（松尾勝利君）

勝屋議員に申し上げます。今回の項目は、生涯学習センターの空調設備の改修工事ですので、少し質問の内容を変えてください。

○8番（勝屋弘貞君）続

わかりました。じゃ、いいです。終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

9番議員の伊東です。何点か質問をさせていただきます。

今回の6月の補正予算は、市長選挙がありましたので、骨格予算に肉づけをするということで、6億ちょっとの補正というのが出ているわけですけど、今まで多くの議員の方が質問されました。少し重複するところもあるかもわかりませんが、御容赦をお願いしたいと思います。

それではまず最初に、補正予算書の26ページ、先ほど松尾征子議員から質問があった市民交流プラザの設備設置工事について、いろいろお話を聞いていると、シャッターのところの扉、そういうふうなのが老化、劣化したということですが、先ほど市長がそれについて答弁をされた、非常に市民の方が聞かれて、それで納得するのかなど。何でこれを市のほうに購入するときに、そこまでできなかったのか。松尾征子議員もおっしゃいましたが、安全・安心を重視するとどれだけの部課長が述べてきたか。その当時の課長は部署がえで部長になったり、それから、ほかの課に行っているでしょう。本来だったら、その人たち一人一人に私は聞きたいところではありますが、時間の関係もありますので、今の担当課長に、再度お問い合わせをしたいところです。

じゃ今後、今回である程度シャッター、扉等の修復は終了すると。じゃ、今後はどういうふうなのが出てくるのか。もう計画を立てているのか、それをお聞きいたします。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

計画というものは特にございませんが、市民交流プラザの各機器につきましては、保守点検を毎年行っておりますけれども、例えば、その保守点検でふぐあいやかが生じた場合は、

そういったところは修繕することは今後もあるかなとは思いますが。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

市民交流プラザに関しては、議会で議決をした事項でありますので、利用者がふえるためにはいろいろ設備をふやしていった、駐車場についてもそうでしょう。そして、健康増進のため、いろんな器具を入れていく、それについては、私は異論を言うつもりはありません。

しかし、根本となるこういうふうな、もともとじゃどうだったんだと。もともと30年たったところを買おうとする、その考え方自体がどうだったのかと。あれから4年ぐらい過ぎてても、今でもやはり思うところです。こういうふうな補正予算等が出ている。出てくるたびに私だけではなく、ほかの議員も疑問視をしてくる。しっかりとここのあたりは考えていただきたい。公的施設を移転して、数年で終わるわけではないでしょう。そこのあたりもしっかり考えて今後計画を立てていただきたい。今回の金額は補正額3,780千円、これが大きい金額なのか、小さい金額なのか、それは市民の皆さんが判断するのではないかなと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

議案説明資料の71ページから、ずっと新規であったり、それから拡充分ということで、概要説明が入っております。その中には財源の内訳というところがありまして、そこにふるさと納税基金の繰入金というものが幾つかの項目に載っております。私はこれを見させていただきまして、非常に有効に使っていただいていると思えました。

私は何回となくふるさと納税、これを県外の方、市外の方からいただいたものをどういうふうに使っているのか市民に公表すべきだと再三言ってきました。そういう中で、ふるさと納税をしていただいた方からアンケートをいただき、それに基づいていろんな配分をしているということでした。今まで手をつけることができなかった、先ほども質問があった、免許を自主返納された方へのバス、タクシーの助成券、1人当たり8千円分ということですが、これも金額的にはまだまだ満足できる金額ではないと思いますが、なかなか手が届きにくいところにこういうふうなふるさと納税の基金を使っていく、これは必要だろうと思っております。

こういうふうなのを毎月、毎月市報というものが出ていますが、こういうふうに使いましたということを市報に今までどのくらい載せてこられたんでしょうか。もしくは、今まで公表してこなかったら、今後どういうふうにする予定なのか、それをお聞かせください。

○議長（松尾勝利君）

申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

ふるさと納税の活用方法についての広報の方法ということでお答えをいたします。

ふるさと納税の使途につきましては、寄附者の意向に沿った事業という形でメニューを選択していただき、その後、その充当事業の選定については寄附者の意向、市民のニーズ、本市が推進すべき事業であるということを鑑み、基本構想、基本計画、実施計画のうち、実施計画に上げながら予算化をしていくという形をとっております。

予算の段階で、新年度予算の資料につきましても、ふるさと納税の使途については別途記載をしているところであります。それと、市報につきましては、毎年度決算を市報に定期的に掲載しておりますので、そのときにふるさと納税の使途ということで、こういうことに使わせていただきましたということで掲載をいたしておるところでございます。これは定期的にやっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ありがとうございます。そういうふうに市民の方にもやはり公表しなければならないと思っております。

その中に、この7番の拡充のところに、老人福祉週間事業、高齢者福祉総務費ということで、敬老の日、今まで1人1千円だったのが、1,300円に上がると。これも議会で私も質問をしてまいりました。敬老会を見ていると、本当に手づくりの公民館でやられるところ、手づくりの接待をされる、それはそれでいいんでしょうが、もう少し予算があれば、もう少し年に1回の敬老会、お祝いをするのには喜ばれるんじゃないかなと思っておりました。300円でもこういうふうに上がるということはいずれいいところですよ。

それでは次に72ページの、これも先ほどほかの議員から質問がありましたが、新規となっております。JR肥前鹿島駅舎改築並びに駅前広場整備事業というものがあります。この概要の説明欄のところに、デザイン整備方法の検討、住民ワークショップ、交通業者ヒアリング調査などを今年度は行うと書いてあります。やはり市民の意見を重視していただきたい、業者の意見も、もちろんプロとしては聞くところは必要だろうとは思いますが、住民の方の意見を重視していただきたい。そういう中で、ワークショップをどのくらいの回数、どういふふうな対象者に向けて行うのか、答弁をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

駅の整備については、以前より住民の皆様方の大きな関心事でありました。今年度、来年度2カ年かけて、先ほどからありますように事業の構想、あるいは整備の方針で、重要なところはどのような駅にすべきか、したいのかというのが大事なところだと思います。それで、ワークというのは、やはり重要な部分として取り組んでいきたいと思っています。

先ほどちょっと答弁の中でありましたけれども、昨年、佐賀銀行のほうから提案書が出ております。これはあくまでも企業の若手の方の御意見を重視して、提案書という形で市のほうに出されたんですけれども、まずそういう動きが、ちょっとこっちが余り予想しない範囲でもみずから動いていただいて、市のほうに提案をなさっています。

今後やはり地元の方々のそういう組織等からの御意見が出てくる可能性がありますので、そこら辺も当然ワークの中に盛り込んでいきたいと思っています。

回数とか、そこら辺につきましては、今回の補正予算を承認いただきまして、その中で、まずはこの2カ年の中でどういうサイクルでこの計画、特に一番重要な根っこの部分ですけれども、やっていくかというスケジューリングをやらせていただいて、地元の方々になるべく早いうちに、まず今年度のどの時点で駅の全体のこれまでの経過とか、そして今後、六次総合計画にも挙げていますけれども、32年度の基本設計の着手に向けた流れでどうすれば間に合うかとか、そういう部分を含んでいきたいと思っていますので、そのワーク、特に住民の皆様さん方が入っていただくような場については、なるべく早いうちに市報とか、ホームページとか、そういう広報につながるような媒体を使って周知をして、なるべく広い範囲での意見をいただきたいというふうに現段階では考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

私たち議会も特別委員会の中で、九州内の駅等も視察に行ってきました。駅並びに駅前広場、それをつくり上げるときにどういうふうなワークショップをされてこられたか。それもビデオ等で映されたものを何回も見て勉強してきました。やはり回数は相当重ねるべきだと思います。男性、女性、若い人、そして高齢者。昔から鹿島駅は鹿島の玄関口、これは今でも変わりありません。新幹線問題で揺れ動く中、どういうふうに上下分離方式が続くかわかりませんが、しかし、鹿島の玄関口であることには変わりはない。そう考えると、しっかりとしたビジョンでこの駅舎と駅前広場を考えていくべきだと思います。

今回、4月に市長選挙があつて、市長自身、選挙を通じ考えるところもあつたのではないかなと思っております。市長が考えるまちづくり、コンパクトシティ、これについて、少し考え方、選挙を通じて、特にこの駅前広場、駅舎改築について何か意見が、考えるところ

があるとしたらお答えをいただけますか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

鹿島市の中にJRの駅が4つありますけれども、肥前鹿島駅が代表であり、かつ現時点でも特急がとまっております。玄関口であることは間違いない。ただ、ハードとしての駅自体は若干ウィークなんですよ。ホームの数も、あれは独特の島型ホームといまして、普通、特急がとまる駅であるスタイルはほとんど国内に見られないとか、そういう細かいことは別にしまして、あの駅がどうなるかということは、鹿島の市民としては大変な関心があるんじゃないかと思っております。

ただそのときに、この横で新幹線というものがどう落ち着くかということのをどのくらい我々は重視をすべきか。余りとらわれると、その話が今まさに揺れ動いていますから、それが決まるまで動きがとれないと、自縄自縛になっちゃいますから。私がずっと言っているのは、そのあり方がどうであっても鹿島は生きていかないといけないということを前提に鹿島駅は考えましょうねと。ですから、現時点では、例えば、従来のフリーゲージがどうなるのか、あるいはフル規格になるのかという決着を待たないで、もうこの研究会といいますが、勉強、そういうことに着手をしましょうということに予算は踏み切っているわけですね。それは一つのあらわれだと思えます。

もう一つのあらわれは、御承知のように、浜駅をどうするかという話があったときに、もう新幹線がどうあろうと、みんなで駅を重視して動いていかないといけないね。浜駅は、今度は逆に南部の道の駅とか、祐徳門前とかというところの結節点に酒蔵通りもありますし、なる駅だというのであれば、独自で手入れをしたいと。そこは山口知事と一致をしまして、しっかりと支えてもらったということだと思っております。

したがって、今後は鹿島駅とどういう関係にするかということも含めて検討していかないといけないと、そういうふうに思っております。

もう一つは、そのときに考えないといけないのは、のりあいバスというんですかね、バスをどういうふうに我々は位置づけるんだらうか。現時点で一番公共交通としてのバスが議論されているのは、実は市内じゃなくて、郊外へ行っているその扱いですよ。地域公共交通としての扱いを検討されていますが、場合によっては、列車と非常に連携をさせた動き、周遊とか、そういうことも考えないといけない。おおむねその3つぐらいを土台にしながら、どういうふうにやっていったらいいかということを検討してもらいたいと思っております。

重ねて言いますが、私自身は、玄関口であることはずっと就任当初から言っておりますから、それは変わりはないと。ただ、それをいつどういう形で検討するかということはもう着

手しないと手おくれになる可能性がありますねというのと、ワークショップで動き始めたほうがいいだろうと、この3つは基本形ではないかと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

市長、ありがとうございます。このJRの駅舎、それから、駅前広場の改修については、もう四、五年ぐらい前から少しずつ、実際、計画、青写真等が完全に出てきたわけでもないし、しかし、これに着手をいずれしましょうという計画はなされていたはずで、そういう中で、やはりだんだんと時代の変化、そして、周りの環境の変化、これにやはり対応していかなければならないと私は思っております。

以前は駅前にロータリーをつくって、バスが回れるように、そして乗降客、その送迎とかがしやすいようにという観点から考えていましたが、しかし、今は少し違うかもわかりません。それは私は今回、新しく作り直した県からの事業をいただき、できた浜駅を見て私はそう思います。新しい浜駅を見て、非常にあそこは使い勝手がいい、そういうふうなことも考えて、規模的には浜駅以上の規模の大きな規模で鹿島駅の駅舎の改修は始まるでしょう。しかし、そのあたりをしっかりと見きわめて、これに取り組んでいただきたいと思っております。

それと、先ほども少し出たかもわかりませんが、やはりこれだけ観光客数が国内、もしくは海外からインバウンド効果で来る鹿島というものを、やはりもうワンステップ、ツーステップ上げるためには、宿泊施設がどうしても必要だろうと思います。これを駅前に置くのか、それとも違うところに誘致をするのか、これも市長の手腕にかかっていると思います。

最後に、この宿泊施設について市長はどういうふうに考えていらっしゃるか、お答えいただけますか。

○議長（松尾勝利君）

市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

せっかくの御質問ですからね。端的に言えば、結論が一つ出ているわけじゃないですよ。過去の歴史を見れば、もともと多くの宿泊施設が門前にあったということですね。それから、駅前にももう一つシティーホテルがありました。それから、来ていただく人たちのニーズを考えて、いわゆるシティーホテルがいいのか、若干グレードを高くしないといけないのかと、いろんな判断があると思います。

それからもう一つ、私たちは両隣のまちに宿泊施設がございますが、これとの連携を全く

無視して、鹿島独自でやっていいかというような、いわゆるホテルとして、宿泊施設としての立場、それからもう一つ言われていますのはこれから、例えば、国体だとか、県体だとか、あるいはオリンピックとか、そういうのがあったときに、宿泊を引き受けることができるかできないかといったときに、それはホテルじゃないといけないのか、宿泊所でいいんじゃないかとかですね。

一つの試行的な動きなんですけれども、ことし、スポーツ合宿で駅伝の選手が来たときに、スカイタワーホテルで、今まではあんばいしながら泊めておったんですよ。しかし、皆さんの需要がぜひ鹿島で合宿したい、鹿島というのに非常に関心を示されたので、そうなったらボリュームの上でダブルブッキングになりますよと。結果的に、たしか明治大学と順天堂大学が向こうの御希望の週に来れなくて、1つの大学しか受けられないと。もう一つの大学は、そんならいいですという話じゃなくて、それでも鹿島で合宿したいと。ここでは何か訓練の結果、精神的にも実力的にもプラスイメージがあるというふうに思っておられたんでしょう。全く違うと言っていいんでしょうか、祐徳温泉の大広間にお泊まりになりました。だから、そういうことも考えて、我々が一体どういう引き受けをしないとけないかということを考えていったらいいと思っております。その中間で検討した、かつての病院の施設を改修できないかとか、いろんな案は検討されております。そういうことを踏まえて検討するんでしょうと。

泊まるほうからしたら駅前が一番便利だということはあるんですけども、恐らくこれから検討されるときには、それもその視野の中に入れて検討されるんじゃないかと思っております。ただ、それが優先順位一なのか、選択肢の一なのかというのは、この場ではちょっと申し上げないほうがいいんじゃないかと思っております。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

13番福井でございます。ほかの方が質問されましたので、私が質問することは1つしかなくなってしまうので、まず補正予算書の31ページ、説明資料の72ページの10番、農林漁業者応援プロジェクト事業というのがございます。この2つを見比べて、補正予算書の説明のほうでこの予算が1,500千円、説明資料のほうは2,000千円となっているんですよ。ここの違いはどういうことなのか、まず説明をしていただけますか。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

それでは、補正予算書の中で、農政事業費の青年就農給付金が、これが国の事業でございます。これが正式名称は農業次世代人材投資資金と申します。1,500千円を5年間の支給

ということで、国の事業でございまして、今回、私どもが親元就農として上げてございまして、農林漁業者応援プロジェクト事業ということで、親元就農に特化した事業でございまして、これは最大1,500千円を3年間支給いたすというところで、国の事業と鹿島市の事業ということで御理解いただきたいと思います。（「何で違うのって。説明資料には2,000千円と書いてある」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

水産事業費の500千円のことですね。申しわけございません。これは応援プロジェクト事業の中では、農業者と漁業者にそれぞれ補助をいたすようにしております、それが農業者が2名の方に支給をいたすところで、500千円の2名で1,000千円……（「違う」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾勝利君）

暫時休憩します。

午後5時17分 休憩

午後5時17分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

2,000千円の内訳が、農業者で1,500千円、それと漁業者で500千円ということでございます。（発言する者あり）

○議長（松尾勝利君）

いいですか。もう一遍質問をお願いします。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

補正予算書のほうの同じ事業名で、補正予算の説明欄に1,500千円と書いてあるんですよ。ところが、説明資料のほうにそれを2,000千円と書いてあると。この違いは何なんですかということを聞いているだけなんです。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

72ページの2,000千円のプロジェクト事業の内訳が、31ページの1,500千円と、34ページの500千円ということになります。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

それを言ってもらえば何てことなかったのでもございますけれども、先ほど中村和典議員もこのことについて質問なさいました。私、この事業がどういうことをされるのかなと。1人

当たり500千円とか1,000千円とか、例えば、生活費として支給されるのか、ほかの研修等をするときの費用に使われるのか、さまざまな使い方があると思うんですよ。だから、目的として、何を目的にしてこれに使われるのかなというところをお聞きしたいんですが。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

これは、まず就業活動の助成金として、就業するにはいろいろ入り用になりますから、それを500千円初年度に支給いたしまして活用いただきたいということ、それから、該当する支援メニューというのがまた別に3年間で1,000千円ございまして、この内訳として、親元に就農されたときの機械の更新だとか、あるいは施設の拡充をされるとか、そういった整備費、あるいは農漁業用の資材の購入費とか、そういったもろもろの事業ごとにメニューの用意をいたしておりますので、これに申請をしていただきながら、最大で3年間1,000千円を使っていたくという制度を考えているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

3年間で1,500千円ですね。ということは、これはいわゆる生活費ということじゃなくて、例えば、いろんな資材を購入したり何とかという、そういうふうなことに使うための予算だということをもう一回確認したいんですけど、そういうことでいいですか。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

先ほど申し上げましたように、1,500千円ということなんですけれども、まずは500千円を初年度に支給しますので、あと残りの1,000千円につきましては3年間でいろいろなメニューに応じて上限1,000千円で支給をするということになります。ですから、そのメニューが農業用の資機材を購入したりとか、あるいは機械を購入、あるいは農地等の改良とか、農地を借りる場合の賃借料とか、そういったものにそれぞれのメニューを用意いたしまして、事業の選択をしていただき、それに依って支給をするということですので、1,500千円そのまま支給するということではないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

それでわかりました。

ではほかの新規就農の支援に関しては、例えば、年齢制限がありますよね。この事業に関

しては、年齢制限等はあるのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

この事業に関しましては、要項の中で今後詰めていくようにしておりますが、18歳以上50歳未満を想定いたしております。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

年齢はわかりました。

では、例えば、後継者、担い手ということなんでしょうけれども、例えば、親と同居しているとか、別居しているとかいう形、さまざまな形があると思うんだけど、そこら辺は何か制約がありますか。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

親元に新たに就業される方につきまして、今回の事業を想定いたしております。そこで、市内在住者であれば、同居でも別居でも構わないということにいたしております。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

最後の質問にしますけれども、担い手ということで、例えば、18歳以上50歳以下という形であれば、多分少しはどこかにお勤めなさっているかもわからないですよ。勤めていて、それをやめてこられるのか、それとも例えば、兼業まで認められるのか。これによって、例えば、専業なのか、兼業なのかということの制約というのはあるんですか。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

就農ということをどの段階で判断するのかということですが、兼業では想定をいたしておりません。専業です。しかも、日数としましては、年間150日以上就業をしていただくということでの目安を要項の中に盛り込むということで考えておる次第でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

専門じゃないとだめだということなんだけど、じゃ、現実にもその方がその専門の農家に、いわゆる担い手ですから、ほかのお仕事をされておるかもわからんわけですよ。その方が、じゃ、そっちの仕事をやめて専門に入ったとき、その方の生活ができるのかどうなのかなということも心配しているから、こういうことを聞きました。ですから、専門じゃないとだめだという制約をかけることによって、ひょっとしたら応募者が少なくなるかいないかという可能性も出てくるんじゃないかなという気がしたもんですから、今回の質問をしています。ですから、そこら辺は少し考えていただいたほうがいいかなという気がするんです。もちろん、わかるんですよ。専門じゃないと、農業の担い手にならないということはよくわかるんです。現実にも、こういう事業を進める場合には、今の農家の方たちの経営を考えたときに、本当に担い手になって生活ができるかということまで考えてあげないと私はいけないと思うんです。だから、そういうことも含めてぜひ考えていただきたいなと思います。

ただ、私はこういう事業は、鹿島にとってすばらしい事業だと思っています。だから、この事業をよりよいものにして、少なくとも鹿島の農業、漁業の担い手の人たちがふえてくれることは私も願っていますから、ぜひいいものに、いい制度にさせていただいて、長く続けていただきたいことをお願いして、終わります。ありがとうございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。ただいま討論されてまいりました議案第27号については、議事のあり方、予算の組み方、市の考え方などについて納得いくものではありません。

まず、社会福祉総務費のシャッター開閉器など取りかえ工事5基分、補正額3,780千円、これは3階の防災防火シャッターの開閉器の取りかえということ、交流プラザがつくられたときは安心・安全にして市に渡されたと説明を再三聞かされた。今回の審議の中で市長の答弁では、安全だと思っていたこのシャッターは、これまでいつも開閉するとは思っていなかった。緊急のときしかおいてこないと思っていたとおっしゃいました。最初から商店とプラザの営業時間はわかっていたのだから、このようなことは当然わかっていたと思います。これまで事故などがなかったのがよかったのですが、もし火災などがあつたら誰が責任をとるのでしょうか。もちろん、これは最初からこの取り組みを怠ってきた市長の責任は当然のことです。これこそ、どうであろうと最初から取り組んでおくべき事業だったと私は思います。

次に、保健体育総務費の補正額8,034千円、総額14,326千円、この中の820千円は県体の関

係だといいますから、その分少なくなります。スポーツ合宿に来る学校に補助金が組まれている。単に学校に対して補助金を出すことだけでも市民の中からは何でこんなことに金を使うんだという不満の声が非常に多いです。

さらに、学校に補助金を出すだけでなく、合宿のための臨時職員、また送り迎えまでという至れり尽くせりの取り組み、絶対市民の納得いくものではありません。このような事情で私は反対をいたします。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

13番議員福井正でございます。議案第27号に対して、賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正予算、6億円強、いわゆる肉づけの予算となっております。その新規の予算、例えば、3条関係、農業関係にいたしましても、教育関係にいたしましてもすばらしい予算編成となっていると私は思っております。この予算を通すことによって、鹿島の未来が見えてくるような気もいたします。

よって、この議案第27号 平成30年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）については賛成をいたします。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第27号 平成30年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第27号は提案のとおり可決されました。

日程第14 議案第28号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第14. 議案第28号 平成30年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

当局の説明を求めます。山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

それでは、議案第28号 平成30年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。議案書は60ページとなっております。

今回の補正は、主に公共下水道建設費において、高津原雨水幹線水路築造工事に係る工事請負費の計上と、西牟田雨水ポンプ場ほか建設工事委託料の増額を行っております。

補正予算書で御説明いたしますので、お手元に御準備をお願いします。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ22,650千円を増額し、補正後の総額を1,734,304千円といたすものでございます。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

2ページをお開きください。2ページと3ページは今回の歳入歳出予算補正でございます。

4ページをお開きください。4ページと5ページは今回の補正の事項別明細書でございます。説明は省略させていただきます。

6ページをごらんください。歳入でございます。

3款1項1目、公共下水道費国庫補助金でございますが、防災・安全交付金1,500千円の増額によるものでございます。

7ページをお開きください。4款1項1目の一般会計繰入金でございますが、今回の補正に伴い、21,150千円を増額しております。明細につきましては、右の説明欄のとおりでございます。

8ページをごらんください。7款1項1目の公共下水道事業債でございますが、公共下水道債の一般分と単独分の組み替えになります。

9ページをごらんください。ここからは歳出でございます。

1款1項2目、維持管理費でございますが、雨水ポンプ場の修繕費を増額いたしております。

3目、浄化センター費でございますが、浄化センターへの修繕料と、マンホールトイレ設置・撤去・清掃業務委託料の増額をいたしております。マンホールトイレの設置・撤去・清掃業務委託については、建設事業費で御説明いたします。

10ページをお開きください。

1款2項1目の建設事業費でございますが、13節、委託料及び15節、工事請負費、18節、備品購入費の増によるものでございます。13節、委託料は主に西牟田雨水ポンプ場ほか建設工事委託料においては、施設のストックマネジメント計画に基づく改築事業について、新年度当初予算で、平成30年度は463,000千円、平成31年、32年度分は債務負担行為として1,277,000千円、合計1,740,000千円を計上いたしておりました。

当初、西牟田雨水ポンプ場の既設の3台のポンプは取りかえる予定でございましたが、詳細設計において長寿命化を行うことにより、全体事業費387,000千円を全額できましたが、今年度改修予定しておりました浄化センター汚泥濃縮槽の長寿命化において、仮設の濃縮槽

が必要となり、予算が不足しましたので、27,000千円の増額の補正をお願いするものでございます。

15節. 工事請負費についてですが、高津原雨水準幹線水路築造工事で補助の増額がありましたので、水路の工事の進捗を図るものでございます。

P P P 導入可能性調査に伴う試掘工事は、祐徳門前地区で実施するD B（デザインビルド）一括発注を検討する際、地下埋設物の状況や掘削の土質、地下水の状況などを調査するものでございます。

マンホールトイレ整備事業は、災害用の仮設トイレを、災害時に避難場所である鹿島小学校に整備するものでございます。整備工事が終わりましたら、運動会などのイベント時に利用して、下水道の普及啓発活動にも利用したいと考えております。また、今後は汚水処理区域内の避難場所に随時整備してまいりたいと考えております。

なお、先ほど委託料で御説明しましたマンホールトイレ設置・撤去・清掃業務委託につきましては、マンホールトイレをイベント時に使用したときの設置などに係る委託料でございます。

マンホール蓋改築更新工事及び汚水幹線管渠築造工事ほかの減額につきましては、西牟田汚水ポンプ場ほか建設工事委託料などの増額に伴い事業費を減額するものでございます。

11ページをお開きください。2款1項1目の元金でございますが、建設事業費の補正に伴う財源組み替えでございます。

以上、平成30年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第28号 平成30年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第28号は提案のとおり可決されました。

日程第15 議案第29号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第15. 議案第29号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合同規約の変更に係る協議についてであります。

当局の説明を求めます。田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

それでは、議案第29号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合同規約の変更に係る協議について御説明いたします。

議案書は61ページ、議案説明資料は80ページからです。

佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合同規約の変更に係る協議について、地方自治法第286条第1項の規定により、佐賀県東部環境施設組合を佐賀県市町総合事務組合に加入させ、議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加させることに伴い、佐賀県市町総合事務組合同規約を議案書62ページの別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものです。

提案理由として、佐賀県東部環境施設組合の佐賀県市町総合事務組合への加入及び事務の共同処理への参加に伴い、佐賀県市町総合事務組合の規約を変更する必要がありますので、この案を提出するものです。

議案説明資料の82ページをお開きください。

佐賀県市町総合事務組合について御説明をいたします。

佐賀県市町総合事務組合は、現在は佐賀県内44団体、10市10町、22一部事務組合、2広域連合をもって組織しております。

共同処理をしている事務については、退職手当支給事務ほか10業務です。

今回加入される佐賀県東部環境施設組合は、鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町及びみやき町の5つの地方公共団体で組織されています。佐賀県東部環境施設組合設立に関する議案について、全構成市町の議会での可決を経て、平成29年11月に組合を設立され、平成30年1月に運営を開始されています。

一部事務組合を組織する地方公共団体の数を増減し、または規約を変更するためには、関係地方公共団体の協議を要し、その協議については、議会の議決を経る必要がありますので、平成29年11月1日に発足した佐賀県東部環境施設組合が佐賀県市町総合事務組合に加入し、同組合同規約第3条第7号に関する事務、議会の議員その他非常勤職員公務災害補償等事務に参加することに伴い、佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数を増加すること、及び同組合同規約変更の協議を行うことについて、今回、議会の議決を求めるものです。

以下、参考資料として、地方自治法の抜粋を掲載しておりますので、御確認をお願いいた

します。

80ページと81ページは、佐賀県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約の新旧対照表でございます。内容につきましては、同組合同規約の第2条及び第3条に係る別表第1、第2について佐賀県東部環境施設組合を追加する内容となっております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第29号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合同規約の変更に係る協議については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。ね

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第29号は提案のとおり可決されました。

日程第16 請願上程

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第16. 請願上程であります。

お手元に配付の請願文書表のとおり、今期定例会に受理した請願は1件であります。

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請については、会議規則第128条第1項の規定により、文教厚生産業常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明14日は休会とし、15日午前10時から総務建設環境常任委員会、同じく文教厚生産業常任委員会を開催します。

次の会議は、18日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後5時47分 散会